



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

監査委員事項

○定期監査結果の公表	1
○財政的援助団体等監査結果の公表	1
○行政監査結果の公表	1

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により別冊 1 のとおり公表する。

平成30年 1 月 22 日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	嘉	陽	宗	儀
沖縄県監査委員	具	志	堅	透

沖縄県監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定により、学校法人昭和薬科大学ほか33団体の監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により別冊 2 のとおり公表する。

平成30年 1 月 22 日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	嘉	陽	宗	儀
沖縄県監査委員	具	志	堅	透

沖縄県監査委員公表第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 2 項の規定により、沖縄県の事務の執行について監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により別冊 3 のとおり公表する。

平成30年 1 月 22 日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	嘉	陽	宗	儀
沖縄県監査委員	具	志	堅	透

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成28年度定期監査の結果報告書

＜財務・事務に関する事項＞			
第1 監査の概要	1	資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	16
1 監査対象年度	1	[契 約]	16
2 監査の実施方法及び実施方針	1	(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	16
3 監査実施機関数及び実施状況	2	(2) 契約事務が適正でなかったもの	16
第2 監査の結果	7	(3) 契約方法について改善を要するもの	16
1 財務に関する事項	7	[財 産]	16
2 事務に関する事項	9	(1) 財産の管理が適正でなかったもの	16
3 部局別指摘件数	10	【環境部】	17
第3 監査所見	11	1 財務に関する事項	17
1 予算執行の適正化について	11	[収 入]	17
2 収入事務の適正化について	11	(1) 徴収に努力を要するもの	17
3 支出事務の適正化について	12	[支 出]	17
4 契約事務の適正化について	12	(1) 支出の年度区分が誤っていたもの	17
5 財産管理の適正化について	13	(2) 給与が過払いとなったもの	17
6 事務処理の適正化について	13	[契 約]	18
第4 部局別の指摘事項	14	(1) 契約事務が適正でなかったもの	18
【各部局共通】	14	[財 産]	18
1 財務に関する事項	14	(1) 財産の管理が適正でなかったもの	18
[予 算]	14	(2) 債権の管理が適正でなかったもの	18
(1) 予算執行に係る事務が適正でなかったもの	14	(3) 公用車の事故報告がされていないかったもの	18
[支 出]	14	【保健医療部】	18
(1) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの	14	1 財務に関する事項	18
【知事公室】	15	[予 算]	18
1 財務に関する事項	15	(1) 果の歳入歳出予算として会計処理がなされていなかったもの	18
[支 出]	15	[支 出]	18
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	15	(1) 給与が過払いとなっていたもの	18
【総務部】	15	(2) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	18
1 財務に関する事項	15	[契 約]	19
[収 入]	15	(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	19
(1) 徴収に努力を要するもの	15	【農林水産部】	19
[支 出]	15	1 財務に関する事項	19
(1) 手当の事後確認が適正でなかったもの	15	[収 入]	19
(2) 給与が過不足払いとなっていたもの	15	(1) 徴収に努力を要するもの	19

[支 出]	19	設計変更等の事務が適正でなかったもの	23
(1) 旅費が過払いとなっていたもの	19	[財 産]	23
(2) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	19	(1) 財産の管理が適正でなかったもの	23
[契 約]	20	(2) 切手の管理が適正でなかったもの	23
(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	20	(3) 債権の管理が適正でなかったもの	23
(2) 契約事務が適正でなかったもの	20	[その他]	23
(3) 契約方法について改善を要するもの	20	(1) 歳入歳出外現金の管理が適正でなかったもの	23
(4) 履行確認が適正でなかったもの	20	【企業局】	24
[財 産]	20	1 財務に関する事項	24
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	20	[支 出]	24
(2) 公用車の利活用が図られていなかったもの	20	(1) 支払が遅延していたもの	24
(3) 公用車の亡失損傷報告を提出していなかったもの	20	【病院事業局】	24
2 事務に関する事項	21	1 財務に関する事項	24
[防火管理体制]	21	[収 入]	24
(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	21	(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの	24
【商工労働部】	21	[支 出]	24
1 財務に関する事項	21	(1) 支払が遅延していたもの	24
[収 入]	21	(2) 給与が過不足払いとなっていたもの	24
(1) 徴収に努力を要するもの	21	[契 約]	25
[契 約]	21	(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	25
(1) 契約事務が適正でなかったもの	21	(2) 契約方法について改善を要するもの	25
【文化観光スポーツ部】	21	(3) 契約書の内容が適正でなかったもの	25
1 財務に関する事項	21	(4) 履行確認が適正でなかったもの	25
[予 算]	21	[財 産]	26
(1) 県の歳入歳出予算として会計処理がなされていなかったもの	21	(1) 財産の管理が適正でなかったもの	26
[支 出]	21	2 事務に関する事項	26
(1) 支払が遅延していたもの	21	[使用許可]	26
(2) 給与が過不足払いとなっていたもの	22	(1) 許可事務が適正でなかったもの	26
【土木建築部】	22	【教育庁】	26
1 財務に関する事項	22	1 財務に関する事項	26
[収 入]	22	[収 入]	26
(1) 納入期限までに収入されていなかったもの	22	(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	26
(2) 徴収に努力を要するもの	22	[支 出]	26
[支 出]	22	(1) 支払が遅延していたもの	26
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	22	(2) 給与が過不足払いとなっていたもの	26
(2) 支出事務が適正でなかったもの	23	[契 約]	27
[工 事]	23	(1) 契約方法について改善を要するもの	27

(2) 契約書の内容が適正でなかったもの	28
(3) 履行確認が適正でなかったもの	28
[財産]	28
(1) 切手の管理が適正でなかったもの	28
2 事務に関する事項	28
[防火管理体制]	28
(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	28
【警察本部】	28
1 財務に関する事項	28
[契約]	28
(1) 契約事務が適正でなかったもの	28

<工事等に関する事項>

第1 監査の概要	29
1 監査対象	29
2 監査期間	29
3 監査の方法及び着眼点	29
4 監査の実施状況	29
第2 監査の結果及び所見	31
1 特記仕様書について	31
2 計画・設計で改善を要するもの	31
3 計画・設計及び工事監理で改善を要するもの	32
4 安全衛生管理体制で改善を要するもの	32
5 設計変更の手続が適正でなかったもの	32
6 施設の改修が必要なもの	32

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施するとともに、併せて、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度

平成28年度

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

ア 財務に関する事項

(7) 財務会計事務の執行体制について

(4) 未収金の債権管理について

イ 事務に関する事項

(7) 公有財産の使用許可及び貸付における減免等の状況について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 公 室	6	6	5	1
総 務 部	17	17	16	1
企 画 部	8	8	8	0
環 境 部	6	6	6	0
子ども生活福祉部	20	20	18	2
保健医療部	16	16	15	1
農 林 水 産 部	43	43	43	0
商 工 労 働 部	13	13	13	0
文化観光スポーツ部	9	9	9	0
土 木 建 築 部	22	22	22	0
出 納 事 務 局	2	2	2	0
企 業 局	9	9	6	3
病 院 事 業 局	7	7	7	0
議 会 事 務 局	1	1	1	0
教 育 庁	102	102	61	41
警 察 本 部	46	46	38	8
その他の行政委員会事務局	7	7	7	0
合 計	334	334	277	57

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関は、次のとおりである。

実地監査は、平成29年1月16日から同年8月22日までの間で実施した。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事公室 本庁各課	平成29年7月20～21日 " 8月22日	本庁各課	平成29年7月18～19日 " 8月17日
本庁各課	平成29年8月1～3日 " 8月22日	看護大学	" 4月21日 " 5月19日
総務事務センター	" 6月20～22日	衛生環境研究所	" 1月16日 " 1月30日
宮古事務所各課	" 5月9～10日 " 6月7日	北部保健所	" 4月21日 " 5月22日
八重山事務所各課	" 5月23～24日	中部保健所	" 3月15日 " 4月25日
東京事務所	" 2月9～10日	南部保健所	" 2月24日 " 3月8日
名護県税事務所	" 4月18日 " 5月12日	宮古保健所	" 5月12日 " 6月1日
コザ県税事務所	" 4月18日 " 5月11日	八重山保健所	" 5月26日 " 6月21日
那覇県税事務所	" 4月19日 " 5月26日	精神保健福祉センター	" 3月1日 " 4月12日
自動車税事務所	" 6月9日 " 7月12日	中央食肉衛生検査所	" 3月15日 " 4月26日
企画部 本庁各課	平成29年7月18～21日 " 8月21日	本庁各課	平成29年7月26～28日 " 8月16日
環境部	本庁各課	北部農林水産振興センター各課	" 2月21～24日 " 3月9、13日
	動物愛護管理センター	宮古農林水産振興センター各課	" 5月9～12日 " 6月27日
	本庁各課	八重山農林水産振興センター各課	" 5月23～26日 " 6月21日
	北部福祉事務所	農業研究センター	" 4月25日 " 5月29日
	中部福祉事務所	農業研究センター 名護支所	" 4月27日
	南部福祉事務所	農業研究センター 宮古島支所	" 5月9日 " 6月26日
	宮古福祉事務所	農業研究センター 石垣支所	" 5月23日 " 6月28日
	八重山福祉事務所	畜産研究センター	" 2月3日 " 3月15日
	女性相談所	森林資源研究センター	" 2月1日 " 3月9日
	若夏学院	水産海洋技術センター	" 3月14日 " 4月19日
	コザ児童相談所	水産海洋技術センター 石垣支所	" 5月24日 " 6月28日
	中央児童相談所	海洋深層水研究所	" 2月3日 " 3月2日
	平和祈念資料館	中央卸売市場	" 3月2日 " 4月25日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
病害虫防除技術センター	平成29年3月15日 " 4月18日	宮古土木事務所	平成29年5月11～12日 " 6月7日
中部農業改良普及センター	" 3月10日	八重山土木事務所	" 5月25～26日 " 6月9日
南部農業改良普及センター	" 3月14日 " 4月20日	下地島空港管理事務所	" 5月10日 " 6月26日
農業大学校	" 4月28日 " 5月12日	都市モノレール建設事務所	" 4月25日 " 5月10日
中央家畜保健衛生所	" 4月26日 " 5月29日	下水道事務所	" 4月25～26日 " 5月30日
家畜衛生試験場	" 4月28日 " 5月19日	出納事務局	平成29年7月7日 " 7月27日
家畜改良センター	" 2月23日	本庁各課	平成29年6月6～8日 " 8月3日
中部農林土木事務所	" 5月30～31日 " 6月22日	企業局	" 2月24日
南部農林土木事務所	" 4月27～28日 " 5月29日	北谷浄水管理事務所	" 3月8日 " 4月24日
南部林業事務所	" 3月2日	県立病院	平成29年7月4～5日 " 8月16日
栽培漁業センター	" 4月26日	北部病院	" 6月6～8日 " 7月18日
本庁各課	平成29年7月11～14日 " 8月9日	中部病院	" 6月20～22日 " 7月14日
大阪事務所	" 2月9～10日 " 3月7日	南部医療センター・こども医療センター	" 6月6～8日 " 7月12日
工業技術センター	" 3月9日 " 4月21日	精和病院	" 6月1～2日 " 7月14日
工芸振興センター	" 3月2日	宮古病院	" 6月1～2日 " 7月20日
真志川職業能力開発校	" 3月8日 " 4月21日	八重山病院	" 6月1～2日 " 7月11日
浦添職業能力開発校	" 3月7日 " 4月13日	本庁各課	平成29年7月25～28日 " 8月15日
本庁各課	平成29年6月14～16日 " 8月17日	国頭教育事務所	" 2月21～22日 " 3月13日
芸術大学	" 4月20日 " 5月29日	中頭教育事務所	" 1月25日 " 2月9日
博物館・美術館	" 3月3日 " 4月11日	那覇教育事務所	" 1月26～27日 " 2月24日
本庁各課	平成29年7月11～14日 " 8月15日	島尻教育事務所	" 2月3日 " 3月23日
北部土木事務所	" 4月18～19日 " 5月30日	宮古教育事務所	" 2月16～17日 " 3月15日
中部土木事務所	" 4月20～21日 " 5月10日	八重山教育事務所	" 2月16～17日 " 3月14日
南部土木事務所	" 5月30～31日 " 6月22日	総合教育センター	" 2月9～10日 " 4月26日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
離島児童生徒支援センター	平成29年3月1日 " 4月11日	那覇商業高等学校	平成29年1月18日 " 2月7日
県立図書館	" 2月14日 " 3月6日	沖縄水産高等学校	" 2月8日 " 3月6日
埋蔵文化財センター	" 3月7日 " 4月13日	開邦高等学校	" 2月7日 " 3月16日
本部高等学校	" 2月2日	開邦中学校	" 2月7日 " 3月16日
前原高等学校	" 1月24日 " 2月8日	向陽高等学校	" 1月31日 " 2月20日
コザ高等学校	" 1月31日 " 2月16日	久米島高等学校	" 2月2日 " 3月2日
浦添高等学校	" 1月17日 " 1月31日	八重山高等学校	" 2月16日
那覇高等学校	" 1月19日 " 2月2日	八重山農林高等学校	" 2月15日 " 3月14日
豊見城高等学校	" 1月19日 " 2月14日	八重山商工高等学校	" 2月15日
知念高等学校	" 2月8日	宮古総合実業高等学校	" 2月14日 " 3月15日
糸満高等学校	" 1月27日 " 2月14日	泊高等学校	" 1月24日 " 2月10日
西原高等学校	" 1月17日	沖縄盲学校	" 2月7日 " 3月16日
北谷高等学校	" 2月8日	沖縄ろう学校	" 2月14日 " 4月26日
南風原高等学校	" 1月31日 " 2月20日	美咲特別支援学校	" 1月18日 " 2月7日
美里高等学校	" 1月26日 " 2月9日	美咲特別支援学校 はなさき分校	" 1月19日
宜野湾高等学校	" 1月27日 " 2月24日	大平特別支援学校	" 1月16日 " 1月30日
豊見城南高等学校	" 2月7日	鏡が丘特別支援学校 (〃浦添分校)	" 1月16日 " 2月2日
北中城高等学校	" 1月25日 " 2月10日	名護特別支援学校	" 2月22日
那覇西高等学校	" 2月2日	沖縄高等特別支援学校	" 1月26日 " 2月16日
那覇国際高等学校	" 1月17日 " 2月7日	中部農林高等特別支援学校	" 1月25日 " 2月8日
中部農林高等学校	" 1月25日 " 2月8日	南風原高等特別支援学校	" 1月31日 " 2月20日
美里工業高等学校	" 1月24日 " 2月7日		
那覇工業高等学校	" 1月18日 " 1月31日		
南部工業高等学校	" 2月1日 " 3月23日		

教育庁

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
本部各課	平成29年6月27～30日 " 8月3日	議会事務局	平成29年6月9日 " 8月14日
警察学校	" 3月3日	監査委員事務局	平成29年6月9日
那覇警察署	" 3月7日 " 4月18日	人事委員会事務局	平成29年6月29日 " 8月21日
浦添警察署	" 3月3日 " 4月12日	労働委員会事務局	平成29年6月28日 " 7月28日
宜野湾警察署	" 3月9日	選挙管理委員会	平成29年7月18日 " 8月21日
嘉手納警察署	" 3月9日	海区漁業調整委員会事務局	平成29年7月28日 " 8月16日
宮古島警察署	" 2月15日 " 3月3日	内水面漁場管理委員会事務局	平成29年7月28日 " 8月16日
八重山警察署	" 2月17日 " 3月3日	収用委員会事務局	平成29年7月11日 " 8月15日

注：1 監査対象機関は、平成29年4月1日現在で表記している。
2 監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。
書面監査は、平成29年8月10日から同月31日までの間で実施した。

部署名	監査実施機関
知事公室	消防学校
総務部	自治研修所
子ども生涯福祉部	身体障害者更生相談所 計量検定所
保健医療部	北部食肉衛生検査所
企業局	石川浄水管理事務所 西原浄水管理事務所 水質管理事務所
教育庁	辺土名高等学校 北山高等学校 名護高等学校 宜野座高等学校 石川高等学校 読谷高等学校 普天間高等学校 首里高等学校 真和志高等学校 小高高等学校 陽明高等学校 与勝高等学校 与勝緑が丘中学校 具志川高等学校 嘉手納高等学校 首里東高等学校 北部農林高等学校 南部農林高等学校 美来工科高等学校 浦添商業高等学校 浦添工業高等学校 具志川商業高等学校 中部商業高等学校 宮古高等学校 宮古工業高等学校 伊良部高等学校 那覇特別支援学校 宮古特別支援学校 島尻特別支援学校 八重山特別支援学校 森川特別支援学校 泡瀬特別支援学校 桜野特別支援学校 やえせ高等支援学校 陽明高等支援学校
警察本部	豊見城警察署 糸満警察署 与那原警察署 沖縄警察署 うるま警察署 石川警察署 名護警察署 本部警察署

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務及び事務についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、一部については、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は、次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

(1) 予算に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予算執行向に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	名護県税務所 衛生環境研究所 宮古農林水産振興センター農業改良普及課 八重山農林水産振興センター農林改良普及課 久志浄水管理事務所 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 精和病院 宜野湾高等学校 (10機関)
県の歳入歳出予算として会計処理がなされていないもの	2	看護大学 芸術大学 (2機関)
計	3	(12機関)

(2) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
納入期限までに収入されていないもの	1	中部土木事務所 (1機関)
徴収に努力を要するもの	13	税務課 名護県税務所 コザ県税務所 宮古事務所県税課 那覇県税務所 自動車税事務所 宮古事務所 八重山事務所 県税課 管財課 福祉政策課 青少年・子ども家庭課 南部福祉事務所 北部福祉事務所 中部福祉事務所 南部福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 農政経済課 森林管理課 水産課 中小企業支援課 企業立地推進課 住宅課 (21機関)
医薬未収金の徴収に努力を要するもの	1	県立病院課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 精和病院 八重山病院 (7機関)
証拠収納に係る事務が適正でなかったもの	1	学校人事課 (1機関)
計	16	(30機関)

(3) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	保健医療総務課 衛生薬務課 流通・加工推進課 企業立地推進課 中部病院 南部医療センター・こども医療センター (6機関)
支出の年度区分が誤っていたもの	1	南部福祉事務所 (1機関)
支払が遅延していたもの	4	観光振興課 久志浄水管理事務所 中部病院 那覇西高等学校 (4機関)
手当の事後確認が適正でなかったもの	1	行政管理課総務センター (1機関)
給与が過不足払いとなっていたもの	33	防災危機管理課 行政管理課総務センター 那覇県税務所 八重山事務所総務課 青少年・子ども家庭課 北部保健所 中部保健所 観光政策課 文化振興課 空手振興課 博物館・美術館 河川課 宮古土木事務所 八重山土木事務所 県立病院課 北部病院 中部病院 宮古病院 八重山病院 精和病院 義務教育課 中頭教育事務所 島尻教育事務所 宮古教育事務所 中部農林高等学校 那覇西高等学校 知念高等学校 久米島高等学校 八重山商工高等学校 (29機関)
旅費が過払いとなっていたもの	2	南部農林土木事務所 八重山農林水産振興センター農林水産整備課 (2機関)
資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	4	東京事務所 衛生環境研究所 中部農業改良普及センター 北部農林水産振興センター畜産衛生課 (4機関)
支出事務が適正でなかったもの	1	下地島空港管理事務所 (1機関)
計	47	(48機関)

(4) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの	6	宮古事務所総務課 中部保健所 畜産研究センター 中部病院 宮古病院 (5機関)
契約事務が適正でなかったもの	6	財政課 女性相談所 北部農林水産振興センター畜産衛生課 畜産研究センター 工業技術センター 沖縄警察署 (6機関)
契約方法について改善を要するもの	8	税務課 栽培漁業センター 中部病院 総合教育センターコザ高等学校 知念高等学校 八重山農林高等学校 (7機関)

指箇の内容	件数	機関名
契約書の内容が適正でなかったもの	2	北部病院 八重山商工高等学校 (2機関)
履行確認が適正でなかったもの	7	宮古農林水産振興センター農業改良普及課 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 向陽高等学校 知念高等学校 名護特別支援学校 (7機関)
計	29	(27機関)

(5) 工事に関するもの

指箇の内容	件数	機関名
設計変更等の事務が適正でなかったもの	1	都市モノレール建設事務所 (1機関)
計	1	(1機関)

(6) 財産に関するもの

指箇の内容	件数	機関名
財産の管理が適正でなかったもの	8	財政課 環境政策課 北部福祉事務所 農地農村整備課 農業大学校 都市計画・モノレール課 北部病院 中部病院 (8機関)
公用車の利活用が図られていなかったもの	1	海洋深層水研究所 (1機関)
切手の管理が適正でなかったもの	2	技術・建設業課 名護特別支援学校 (2機関)
債権の管理が適正でなかったもの	2	八重山福祉事務所 住宅課 (2機関)
公用車の事故報告がされていないもの	1	中部福祉事務所 (1機関)
公用車の亡失損傷報告書を提出していないもの	1	宮古農林水産振興センター農林水産整備課 (1機関)
計	15	(15機関)

(7) その他

指箇の内容	件数	機関名
歳入歳出外現金の管理が適正でなかったもの	1	住宅課 (1機関)
計	1	(1機関)

2 事務に関する事項

指箇の内容	件数	機関名
許可事務が適正でなかったもの	2	南部医療センター・こども医療センター 中部病院 (2機関)
消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	2	畜産研究センター 沖縄水産高等学校 (2機関)
計	4	(4機関)

3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は、次のとおりである。

部局名	財務に関する事項						事務に関する事項	合計 H28 H27	増減
	予算	収入	支出	契約	工事	財産			
知事公室		1					1	0	1
総務部	2	5	4	1			12	12	0
企画部							0	2	△2
環境部					1		1	1	0
子ども生活福祉部	3	3	1	3			10	11	△1
保健医療部	1	3	1				5	7	△2
農林水産部		3	4	5	4		16	17	△10
商工労働部		3		1			4	6	△2
文化観光スポーツ部	1		5				6	6	3
土木建設部		3	4		1	3	12	12	2
出納事務局							0	0	0
企業局			1				1	1	0
病院事務局		1	10	7	2		20	22	19
議会事務局							0	0	△1
教養部		1	10	9	1		21	22	11
警察本部				1			1	1	4
その他の行政委員会事務局							0	0	0
各部局共通	1		1				2	2	0
計	3	16	47	29	1	15	112	4	116
H28									
H27	7	21	55	24	0	7	0	114	2
増	△4	△5	△8	5	1	8	1	△2	0

なお、指摘件数の多い部局は、次のとおりとなっている。

病院事業局 : 22件 (前年度比 3件増)
 教養部 : 22件 (前年度比 11件増)
 農林水産部 : 17件 (前年度比 10件減)
 総務部 : 12件 (前年度比 増減無し)
 土木建設部 : 12件 (前年度比 2件増)

第3 監査所見

平成28年度における監査結果において、財務及び事務についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）に基づかない事務処理等が依然として見られた。

会計事務の適法性確認の徹底、職員相互のチェック体制の構築、各種研修の充実強化等により、内部統制機能の強化に努めるとともに、特に次の点に留意して是正・改善に取り組んでいただきたい。

1 予算執行の適正化について

予算執行向がされていなかったものや本来県の収入とすべきものを別途管理していたものがあった。

予算の執行に当たっては、関係法令等に基づき適正に事務を処理するとともに、経済性、効率性及び有効性を考慮した予算の執行に努めていただきたい。

2 収入事務の適正化について

一般会計の収入未済額は、33億4,677万円で、前年度より1億6,961万円（4.8パーセント）の減少、特別会計の収入未済額は45億5,251万円で、前年度より1億9,370万円（4.1パーセント）減少している。

病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は、18億5,896万円で、前年度より7,162万円（3.7パーセント）減少している。

収入未済額の縮減は、住民負担の公平性と財源確保の観点から、極めて重要な課題であり、これまでの督促や催告の充実強化、コンビニ・クレジット収納など収納機会の拡充などの取組の成果が現れてきたものと思われる。

しかしながら、依然として多額なことから、滞納者の実態把握に努め、適切な債権管理を行うとともに、市町村、福祉部門等との連携強化や指定管理者の指導・連携を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、引き続き収入未済額の縮減と発生防止に努めていただきたい。

また、債権管理の事務処理に当たっては、関連法令の知識と債権管理の手法に関する実務的知識が必要なことから、会議や研修等の充実強化を図り、職員の債権管理能力の向上に努めていただきたい。

3 支出事務の適正化について

(1) 給与の支出事務

職員手当については、過不足払いとなっていたものが34件あった。

そのうち、期末・勤勉手当、管理職手当等において、算定の対象期間内に勤務実績がないにもかかわらず支給されていたものや、時間外勤務手当においては、支給額に勤務実績の一部が反映されていなかったものや超過勤務が月に60時間を超えた場合の支給割合に誤りがあったものなど、勤務管理システムと給与システムが連動していれば、防げたと思われるものが15件あった（勤務管理システム未導入の機関を含めると21件）。

知事部局等職員の諸手当に関して、総務事務センターへ移管された事務については、指摘件数は減少傾向にあるが、各部局で所管する事務については依然として支給誤りが多く見られる。

このため、研修等による給与制度の周知強化や管理者等による指導監督の徹底に加え、勤務管理システムの活用を図るなど、効果的な対策を検討いただきたい。

(2) その他の支出事務

請求書を受理した後、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）が定める期限を超えて支払をしていたもの、契約書において同法の定めを超える支払期限を設定していたものがあった。

支払の遅延は、相手方に経済的な負担を与えることになり、場合によっては遅延利息も発生することから、約定期間内の支払を厳守していただきたい。

資金前渡については、精算がなされていないものや遅れているものがあつたほか、資金前渡に際して、職員個人による立替払いが行われていたものがあった。資金前渡の精算を適宜適切に行うとともに、職員個人による立替払は、厳に慎んでいただきたい。

また、支出負担行為がなされていないものや遅れていたもの、会計課への合議がなされていないものが依然として多く見られた。

出納機関との連携を密にし、支出事務の適正化に向けた指導監督を徹底する必要がある。

4 契約事務の適正化について

予定価格調書が作成されていなかったもの、予定価格が予算執行同額を超えていた

もの、見積書を取っていないなかったもの、予算執行同時の参考見積書で契約していたものの、検査調査を作成していないなかったものなどがあつた。

関係法令及び財務関係諸規程の周知を図り、適正な契約事務を確保する必要がある。

また、一括して競争入札に付することができるときを分割して随意契約を締結していたものがあつた。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号に定める随意契約の要件に該当するかどうか十分に検討し、契約の透明性及び経済性を確保できよう、適正な事務処理を行う必要がある。

5 財産管理の適正化について

備品登録をしていなかったもの、登録備品の所在が不明となつていたもの、公用車の利活用が図られていなかったものがあつた。

県有財産は貴重な行政資源であることから、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）、沖縄県財務規則等に基づき、適正な管理に努めていただきたい。

また、損害賠償金の調定をしていなかったため、請求額等が把握されていないなかったものがあつた。

債権については、その実態を明確にした上で、沖縄県財務規則等に即り適正な管理を行つていただきたい。

6 事務処理の適正化について

行政財産の目的外使用許可において、使用料の算定根拠が不明であつたもの、管理規程が定める期間の上限を超えて使用を許可していたものなどがあつた。

関係する規程や通知文等を確認した上で、明確な根拠に基づいて事務処理を行う必要がある。

また、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき消防計画の届出や消防訓練を実施していない機関があつた。

消防法令の理解と遵守を徹底するとともに、適正な防火管理体制の確立・強化に取り組んでいただきたい。

第4 部局別の指摘事項

【各部署共通】

1 財務に関する事項

[予算]

(1) 予算執行向に係る事務が適正でなかったもの

予算執行向に係る事務が適正でなかったものが次のとおりあつた。

ア 予算を執行しようとするときは、予算執行向を行う必要があるが、なされていなかったり、入札等の業者選定後や納品後等に行われていたもの

- ・ 総務部（名護県税事務所）
- ・ 環境部（動物愛護管理センター）
- ・ 保健医療部（衛生環境研究所）
- ・ 農林水産部（宮古農林水産振興センター農業改良普及課、八重山農林水産振興センター農業改良普及課）
- ・ 企業局（久志浄水管理事務所）
- ・ 病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

イ 予算執行向における執行予定額を上回る支出がされていたもの

- ・ 病院事業局（中部病院）

ウ 予算執行向に執行予定額の記載がなかったり、誤った額を記載していたもの

- ・ 病院事業局（南部医療センター・こども医療センター、精和病院）
- ・ 教育庁（宜野湾高等学校）

[支出]

(1) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

支出負担行為に係る事務が適正でなかったものが次のとおりあつた。

ア 請負契約又は購入契約に係る支出負担行為の決議は、契約を締結するときに、見積書、契約書案等の必要書類を添付した支出負担行為書によってしなければならぬが、契約期間終了後又は納品後に行われていたもの

- ・ 保健医療部（保健医療総務課、衛生薬務課）
- ・ 農林水産部（流通・加工推進課）
- ・ 病院事業局（中部病院、南部医療センター・こども医療センター）

イ 請負契約又は補助金の支出負担行為の決議は、契約を締結するとき又は交付決定をするときに、必要書類を添付した支出負担行為書によってしなければならぬが、大幅に遅れていたもの

- ・ 農林水産部（流通・加工推進課）
- ・ 商工労働部（企業立地推進課）
- ・ 病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

ウ 変更契約に係る支出負担行為書が保存されておらず、確認ができなかったもの

- ・ 病院事業局（中部病院）

エ 同一業者との2件の請負契約の支出負担行為の決議が、業務完了後に1件の支

出負担行為として行われていたもの

- ・ 病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

才 請負契約において、実際の契約額と異なる誤った額を支出負担行為書に記載していたもの

- ・ 病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

【知事公室】

1 財務に関する事項

【支出】

(1) 給与が不足払いとなっていたもの

期末手当及び勤労手当の支給に当たって、当該所属に採用される以前に他の所属において育児休暇付職員として勤務した期間を在職期間に算入していなかったため、258,020円の不足払いとなっていた。

【総務部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりであった。

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成28年度	124,149,688,349	122,452,429,960	169,267,945	1,804,553,796	98.6
平成27年度	117,583,074,701	115,563,248,601	178,545,201	1,955,777,006	98.3
対前年度比	105.6	106.0	94.8	92.3	—

(税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)

イ 土地貸付料

収入未済額	調定額に対する	収入未済額の
47,655,597円	収入未済額の割合	対前年度増加率
	6.3%	△13.2%

(管財課)

【支出】

(1) 手当の事後確認が適正でなかったもの

扶養手当の認定事実の事後確認において、別居する扶養親族への送金の事実を確認する書類として、口座の写しが提出されているが、当該口座の入出金の状況から客観的な送金の事実を示す書類とはいえず、扶養事実の証明として適正でないにも関わらずこれを認めていた。

(行政課総務課)

(2) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、過不足払いとなっていたものが次のとおりであった。

ア 単身赴任手当の支給に当たって、支給開始月を誤ったため、30,000円の過払いとなっていた。

(行政課総務課)

イ 勤労手当の支給にあたって、病氣休暇による除算期間を誤って算定したため、130,032円の不足払いとなっていた。

(那覇県税務課)

ウ 特殊勤務手当の支給を受ける職員が時間外勤務手当の支給を受ける勤務を行った際に、時間外勤務手当等特例実績簿が作成されず、加算額（3名分11,875円）が支給されていなかった。

(八重山事務所総務課)

(3) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

交際費について、資金前渡の精算及び返納が7か月以上遅れていた。

(東京事務所)

【契約】

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

ア 宮古合同庁舎非常用発電機修繕（執行予定額1,652,184円）について、予定価格調書を作成しなければならぬが、作成していなかった。

(宮古事務所総務課)

イ 長期継続契約である昇降機保守点検業務（契約期間の総額2,177,280円）において、予定価格調書を作成しなければならぬが、作成していなかった。

また、3年間の契約であるにも関わらず、1年分の見積書しか取っていなかった。

(宮古事務所総務課)

(2) 契約事務が適正でなかったもの

沖縄県新予算編成支援システムの機器等の更新に伴うシステム環境の構築等の業務委託（執行予定額51,563,520円）において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に基づき、随意契約の相手方を決定したときは契約者名等を公示しなければならぬが、なされていなかった。

(財政課)

(3) 契約方法について改善を要するもの

自動車取得税・自動車税申告書（軽自動車用）（執行予定額1,967,396円）及び自動車取得税・自動車税申告書（報告書）（執行予定額2,139,205円）の2件の印刷について、一括して入札に付すことが可能であるにもかかわらず、同一業者と別々に随意契約を締結していた。

(税務課)

【財産】

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

沖縄県新地方公会計システム構築委託業務で取得したハードウェア及びソフトウェア一式（取得金額2,800,007円）について、備品登録が行われていなかった。

(財政課)

【環境部】

1 財務に関する事項

【財産】

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

米軍基地地図情報データベース化業務委託で取得したハードウェア及びソフトウェア一式（取得金額1,582,902円）について、備品登録が行われていなかった。（環境政策課）

【子ども生活福祉部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりであった。

事項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 生活保護費返還金	122,517,206円	49.9%	17.6% (福祉政策課、各福祉事務所)
イ 母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	125,194,811円	53.1%	△13.9%
違約金及び延納利息	2,873,424円	66.2%	79.9% (青少年・子ども家庭課、各福祉事務所)
ウ 児童扶養手当返還金	45,524,098円	79.7%	1.6% (青少年・子ども家庭課)

【支出】

(1) 支出の年度区分が誤っていたもの

介護認定審査判定委託料の支出について、履行のあった日の属する平成27年度の予算で支出すべきであったが、平成28年度の予算から支出していた。（南部福祉事務所）

(2) 給与が過払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、過払いとなっていたものが次のとおりであった。
ア 勤労手当の支給に当たって、産前・産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日より前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、105,795円の過払いとなっていた。（青少年・子ども家庭課）

イ 扶養手当及び期末手当の支給に当たって、扶養手当の支給額の改定による戻入処理をするべき期間を誤ったため、37,125円の過払いとなっていた。（青少年・子ども家庭課）

【契約】

(1) 契約事務が適正でなかったもの

腸内細菌検査（執行予定額77,760円）の契約において、見積書を徴取する必要があるが、徴取していなかった。

【財産】

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

備品台帳に登録されている物品について、所在が不明となっているものが多数（234件 27,640,846円）あり、台帳管理が適正に行われていなかった。（北部福祉事務所）

(2) 債権の管理が適正でなかったもの

母子修学資金の借入書原本が借受人にわたたり、適正に管理されていないものがあった。（八重山福祉事務所）

(3) 公用車の事故報告がされていないもの

公用車を運転中の交通事故について、必要な報告等がされていないなかった。（中部福祉事務所）

【保健医療部】

1 財務に関する事項

【予算】

(1) 県の歳入歳出予算として会計処理がなされていないもの

研究者として職員個人が外部機関から交付を受けた科学研究費補助金等のうち、間接経費（17件 5,910,000円）については、県の歳入歳出予算として処理しなければならぬが、これをせずに別途専用銀行口座で管理し、当該口座から支出を行うなどの不適切な会計処理を行っていた。（看護大学）

【支出】

(1) 給与が過払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、過払いとなっていたものが次のとおりであった。
ア 通勤手当の支給に当たって、産前・産後休暇により月の初日から末日まで1日も通勤していないにもかかわらず同手当を支給したため、56,400円の過払いとなっていた。（北部保健所）

イ 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超えた部分に適用される割増された支給割合を、60時間分を含む全ての時間に適用したため、61,574円の過払いとなっていた。（中部保健所）

(2) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

切手の購入について、資金前渡の精算が行われておらず、必要な領収書も保管されていなかった。（衛生環境研究所）

[契約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

中部保健所・中部福祉事務所棟非常放送設備取替工事（執行予定額2,275,560円）及び中部保健所・中部福祉事務所棟1階執務室空調機修繕（執行予定額2,484,000円）について、予定価格調査を作成しなければならぬが、作成していませんでした。（中部保健所）

【農林水産部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりであった。

事項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	388,774,507円	84.7%	△5.9%
違約金及び延納利息	78,797,776円	98.9%	△0.0%
			(農政経済課)
イ 林業・木材産業改善資金			
貸付金元利収入	29,890,666円	64.7%	△24.6%
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0.0%
			(森林管理課)
ウ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	45,793,269円	70.3%	△4.9%
違約金及び延納利息	639,923円	29.8%	△24.4%
			(水産課)

[支出]

(1) 旅費が過払いとなったもの

ア 宿泊料について、公務上の必要又はやむを得ない事情による場合に該当しないにもかかわらず、増額調整をしたため、2名分34,500円が過払いとなった。（南部農林土木事務所）

イ 宿泊料について、公務上の必要又はやむを得ない事情による場合に該当しないにもかかわらず、増額調整をしたため、2名分36,600円が過払いとなった。（八重山農林水産振興センター 農林水産整備課）

(2) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

ア 安全運転管理者講習会の受講料（4,500円）について、資金前渡での支出手続を行っていたが、職員が資金を受領せずに、私費で立替払いを行っていた。（中部農業改良普及センター）

イ クレーン特別教育講習会の受講料（13,645円）について、職員が受講料を私費で立替払いした後に、資金前渡での支出手続を行い、資金を受領していた。（北部農林水産振興センター 家畜保健衛生課）

[契約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

ブライキアリアグラス新品種育成及び有望性の評価委託業務（執行予定額9,331,000円）について、予定価格調査が開封されていなかった。また、見積書の金額が執行予定額を上回っているにもかかわらず、再度見積書を徴収することなく、執行予定額で契約を締結していた。（畜産研究センター）

(2) 契約事務が適正でなかったもの

ア 自家用発電機保安管理委託契約（執行予定額110,160円）について、予算執行前回の参考見積書により契約業者を選定していた。（北部農林水産振興センター 家畜保健衛生課）

イ 家畜飼料の単価契約（執行予定額7,054,659円）及び肉質分析用振とう機の購入（執行予定額206,820円）について、予算執行前回の参考見積書をもって契約を締結していた。（畜産研究センター）

(3) 契約方法について改善を要するもの

消耗品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、同一業者に対し、見積書が省略できる3万円以下や相見積書が省略できる10万円以下に分割して発注しているものが散見された。（栽培漁業センター）

(4) 履行確認が適正でなかったもの

切手の購入（32,650円）について、必要な検査調査が作成されていなかった。（宮古農林水産振興センター 農業改良普及課）

[財産]

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

ア 土地の売却について、公有財産台帳への登録がなされていなかった。（農地農村整備課）

イ 備品を取得した際は備品台帳に登録しなければならぬが、管理機一式（747,000円）について、登録していなかった。（農業大学校）

(2) 公用車の利活用が図られていなかったもの

2年以上利用されていない公用車があった。（海洋深層水研究所）

(3) 公用車の亡失損傷報告書を提出していなかったもの

公用車を損傷したときは、亡失損傷報告書を知事へ提出する必要があるが、提出していなかった。（宮古農林水産振興センター 農林水産整備課）

2 事務に関する事項

〔防火管理体制〕

(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練や、消防用設備の機器点検等が実施されなかった。
(畜産研究センター)

【商工労働部】

1 財務に関する事項

〔収入〕

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりであった。

事項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入	3,675,725,253円	89.9%	△3.7%
違約金及び延納利息	50,715,275円	100.0%	0.0%
			(中小企業支援課)
イ 賃貸工場施設使用料	33,812,326円	9.2%	6.1%
			(企業立地推進課)

ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区

使用料	5,111,419円	1.4%	8.7%
損害金等諸収入	51,241,033円	33.6%	0.0%
			(企業立地推進課)

〔契約〕

(1) 契約事務が適正でなかったもの

金型技術研究センターの機械保険について、予算執行前回の参考見積書により契約業者を選定していた。

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

〔予算〕

(1) 県の歳入歳出予算として会計処理がなされていなかったもの

研究者として職員個人が外部機関から交付を受けた科学研究費補助金等のうち、間接経費(18件 2,847,000円)については、県の歳入歳出予算として処理しなればならないが、これをせずに別途専用銀行口座で管理し、当該口座から支出を行うなどの不適切な会計処理を行っていた。(芸術大学)

〔支出〕

(1) 支払が遅延していたもの

教育旅行推進強化事業の委託費について、政府契約の支払遅延防止等に関する法令により定められた支払期限を過ぎて支払っていた。
(観光振興課)

(2) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、過不足払いとなっていたものが次のとおりであった。

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、勤務実績の一部が反映されていなかったため288,660円の不足払いとなっていた。
(観光政策課)

イ 時間外勤務命令を勤務管理システム以外でも行う等の不適正な事務処理が行われており、時間外勤務手当の支給に当たって、職員13名について合計114,578円の過払い及び251,657円の不足払いとなっていた。
(文化振興課)

ウ 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超える時間外勤務の時間数を給与システムへ二重に入力したことにより、職員Aについては、67,252円、職員Bについては、41,578円、職員Cについては、48,011円の過払いとなっていた。
(空手振興課)

エ 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超える時間外勤務の時間数の算定を誤ったため、34,776円の不足払いとなっていた。
(博物館・美術館)

【土木建築部】

1 財務に関する事項

〔収入〕

(1) 納入期限までに収入されなかったもの

港湾区域占用料3,969,540円が、納入期限までに収入されていなかった。
(中部土木事務所)

(2) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりであった。

事項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
ア 県営住宅使用料	728,498,551円	12.9%	2.2%
			(住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	33,801,343円	10.1%	△7.6%
			(住宅課)

〔支出〕

(1) 給与が不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、不足払いとなっていたものが次のとおりであった。

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、勤務実績の一部が反映されていなかった

め45,176円の不足払いとなっていた。

(河川課)

イ 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超える時間外勤務に係る支給率の違い等により72,730円の不足払いとなっていた。

(宮古土木事務所)

ウ 時間外勤務手当の支給に当たって、勤務実績の一部が反映されていなかったため職員27名について合計1,148,390円の不足払いとなっていた。

また、特殊勤務手当の支給を受ける職員が時間外勤務手当の支給を受ける勤務を行った際に、時間外勤務手当等特例実績簿が作成されず、加算額(6名分31,375円)が支給されていなかった。

(八重山土木事務所)

(2) 支出事務が適正でなかったもの

リース期間満了後の車両の買取りについて、手続の遅れから過年度支出となっていた。また、請求書の受理後に予算執行向がなされるなど、支出事務が適正でなかった。

(下地島空港管理事務所)

【工事】

(1) 設計変更等の事務が適正でなかったもの

浦添西原線1号橋ヤード整地工事(H27-1)について、設計変更に伴う現場の着手は、原則として契約変更後に行う必要があるが、工区を追加する2回の重要な設計変更において、いずれも契約変更前に現場に着手し、契約変更を工期末に行っていた。

また、設計変更何で、変更理由の記載が十分でないものがあった。

(都市モノレール建設事務所)

【財産】

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

新たに購入した備品を指定管理者へ貸与しているが、指定管理協定で定める管理物品一覧に記載していなかった。

(都市計画・モノレール課)

(2) 切手の管理が適正でなかったもの

国土交通省指定統計調査票回収に要する切手について、切手受払簿での管理がなされていなかった。

(技術・建設業課)

(3) 債権の管理が適正でなかったもの

県営住宅損害賠償金について、平成12年度以降の債権を測定しておらず、債権額を把握していない等、不適正な債権管理となっていた。

(住宅課)

【その他】

(1) 歳入歳出外現金の管理が適正でなかったもの

県営住宅入居時に入居者から受け入れた敷金について、歳入歳出外現金として財務会計システムにより管理している現在高と、住宅管理システム等により戸別の管理を行っている合計額に差額が生じており、納入者が不明な敷金がある等、不適正な管理となっている。

(住宅課)

【企業局】

1 財務に関する事項

【支出】

(1) 支払が遅延していたもの

早取期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅取加算額(6,935円)が生じ、不経済な支出となっているものがあった。

(久志浄水管理事務所)

【病院事業局】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの

平成28年度末における医業未収金(個人負担分)は1,858,968,255円となっており、前年度末より71,623,155円(3.7%)減少したが、多額となっていた。

(県立病院課、各県立病院)

【支出】

(1) 支払が遅延していたもの

本館5階西病棟HCU改修工事について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により定められた支払期限を過ぎて支払っていた。

(中部病院)

(2) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 住居手当の支給に当たって、賃貸借契約書の提出がないにもかかわらず認定し手当を支給しており、確認したところ家賃額に共益費が含まれていたため、9,000円の過払いとなっていた。(県立病院課)

イ 通勤手当の支給に当たって、回数券の廃止により支給額を変更すべきところをそのまま支給したため200,991円の不足払いとなっていた。(北部病院)

ウ 勤労手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、79,217円の過払いとなっていた。(北部病院)

エ 勤労手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、204,095円の過払いとなっていた。(中部病院)

オ 管理職手当の支給に当たって、適用する職区分を誤ったため66,000円の不足払いとなっていた。(中部病院)

カ 勤労手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、職員Aについて31,724円、職

員Bについて131,290円の過払いとなっていた。

(宮古病院)

キ 管理職手当及び地域手当の支給に当たって、病氣休暇により月の全日勤務しなかったにもかかわらず同手当を支給したため、229,912円の過払いとなっていた。

(八重山病院)

ク 勤労手当の支給に当たって、病氣休暇取得による除算期間の算定を誤ったため、35,938円の不足払いとなっていた。

(精和病院)

ケ 通勤手当の支給に当たって、適用する運賃や減額改定の際の返納額を誤ったため108,920円の不足払いとなっていた。

(精和病院)

【契約】

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

ア 昇降機保守業務（執行予定額1,772,928円）について、契約に必要な予定価格調書を作成していなかった。

(中部病院)

イ システム生物顕微鏡の購入契約（1,458,000円）について、予算執行間で決裁を受けた執行予定額を超える金額で予定価格調書を作成していた。

また、予算執行前同の参考見積書をもって契約を締結していた。（宮古病院）

(2) 契約方法について改善を要するもの

北辰寮（201～212号室）エアコン取付工事（執行予定額1,611,360円）及び北辰寮（213～222号室）エアコン取付工事（執行予定額1,628,640円）について、一括して競争入札に付すことが可能であるにも関わらず、同一業者と別々に随意契約を行っていた。（中部病院）

(3) 契約書の内容が適正でなかったもの

物品の購入契約等において、納入後の支払時期を、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた最長期間を超えて定めている契約が複数あった。（北部病院）

(4) 履行確認が適正でなかったもの

ア 救急・重症系部門システム調達契約（173,985,200円）ほか複数の契約において、必要な検査調書が作成されていなかった。

(中部病院)

イ 長期継続契約である業務用自動車貸借契約（総額4,633,299円）において、必要な検査調書が作成されていなかった。

(南部医療センター・子ども医療センター)

ウ 既設コンテナ倉庫（東側）基礎工事（1,101,600円）について、工事の完了が契約書の期限より1か月半遅れていたが、契約書に基づく違約金を徴収していなかった。（宮古病院）

【財産】

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

ア 購入した機器備品9件について、物品整理票が貼られておらず、うち血液ガス分析機については、備品台帳と内容が異なっていた。（北部病院）

イ 購入した機器備品20件について、物品整理票が貼られていなかった。

(中部病院)

2 事務に関する事項

【使用許可】

(1) 許可事務が適正でなかったもの

ア 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の算定において、その種算根拠が不明なものや、使用許可の手続を行わず使用料を徴収していたものがあった。（南部医療センター・子ども医療センター）

(南部医療センター・子ども医療センター)

イ 沖縄県病院事業局固定資産管理規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第20号）により、行政財産の使用を許可する期間は、局長が特別の理由があると認められる場合でも5年を超えない範囲内で行わなければならないが、院内の店舗設置に係る行政財産の使用許可について、5年を超える期間の使用を許可する覚書を院長名で締結していた。（中部病院）

【教育庁】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

教員普通免許状授与手数料等の証紙収納事務において、申請者から提出された5件の申請書等を紛失したため、申請者が保管していた申請書のコピー又は証紙を貼付していない申請書を再提出させ、それらによって免許状を発行し、当該手数料分を証紙収入に計上していた。（学校人事務課）

【支出】

(1) 支払が遅延していたもの

校舎等保安警備委託料及び遮光カーテン購入費の支払が3か月以上遅延していた。（那覇西高等学校）

(2) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、過不足払いとなっていたものが次のとおりであった。

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、勤務実績の一部が反映されていなかったため39,752円の不足払いとなっていた。（義務教育課）

イ 勤労手当の支給に当たって、病氣休暇期間が週休日等を除き30日以内であるにもかかわらず在職期間から除算して算定したため、45,658円の不足払いとなっていた。（中頭教育事務所）

ウ 勤労手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日以内であるにもかかわらず在職期間から除算して算定したため、53,390円の不足払いとなっていた。(島尻教育事務所)

エ 扶養手当の支給に当たって、被扶養者である配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いていたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当、期末手当、へき地手当及び時間外勤務手当の合計で424,784円の過払いとなっていた。(宮古教育事務所)

オ 扶養手当の支給に当たって、被扶養者である配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いていたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当及び期末手当の合計で272,675円の過払いとなっていた。(中部農林高等学校)

カ 扶養手当の支給に当たって、被扶養者である配偶者の所得が年額130万円以上となり、同手当を返納していたが、支給要件を欠いた時点の確認が十分でなかったため、138,644円の過払いとなっていた。(那覇西高等学校)

キ 期末手当の支給に当たって、育児休業による除算期間の算定を誤ったため、73,371円の過払いとなっていた。(知念高等学校)

ク 単身赴任手当の支給に当たって、支給開始月を誤ったため、138,000円の過払いとなっていた。(久米島高等学校)

ケ 住居手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の支給に当たって、支給開始日を誤ったため、住居手当で27,000円の過払い、特勤勤務手当に準ずる手当で7,814円の過払いとなっていた。(八重山商工高等学校)

【契約】

(1) 契約方法について改善を要するもの

ア 実習用消耗品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、同一日に同一業者から工具用部品(82,274円)とフライス加工6面体(37,584円)を分割して購入していた。(総合教育センター)

イ C Dラジオ10台の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、8台分(99,360円)と2台分(24,840円)に分割して購入していた。(コザ高等学校)

ウ 備品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、同一日に同一業者から冷蔵庫(74,736円)と冷凍庫及びブルーレイディスクレコーダー(71,496円)を分割して購入していた。(知念高等学校)

エ 屋内運動場屋根防水工事(執行予定額1,803,600円)及び武道場屋根防水工事(執行予定額1,393,200円)について、一括して競争入札に付すことが可能であるにもかかわらず、同一日に同一業者と別々に随意契約を締結していた。

(八重山農林高等学校)

オ A E D (自動車外式除細動器) 賃貸借に係る長期継続契約(執行予定額907,200円)において、沖縄県財務規則第137条の2第3号に定める随意契約によることができるとする額を超えているにもかかわらず、同条項を根拠に随意契約を締結していた。

また、予定価格は契約期間の総額で算出する必要があるが、単年度の予算合算額を予定価格として見積比較を行っていた。(八重山農林高等学校)

(2) 契約書の内容が適正でなかったもの

舎食調理業務等委託において、履行場所の変更及び委託料減額のため契約を変更しているが、変更した契約書において契約期間と委託料の額が一致しない等の不備があった。(八重山商工高等学校)

(3) 履行確認が適正でなかったもの

ア キーボックスの購入(344,400円)に当たって、検査調書の契約年月日及び納入者住所氏名に誤りがあった。

また、支出の証拠書類として必要な納品書が添付されていなかった。(向陽高等学校)

イ ティンパニの購入(1,976,400円)に当たって、必要な検査調書を作成していなかった。(知念高等学校)

ウ 需用費、役務費等の支出において、請求書の余白に検査済みであることを示す検査年月日及び検査員の記名・押印が無いものが複数あった。(名護特別支援学校)

【財産】

(1) 切手の管理が適正でなかったもの

切手及びレターパックの受払簿において、平成27年度末の繰越枚数と平成28年度当初の繰入枚数が一致していなかった。

2 事務に関する事項

【防火管理体制】

(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

寄宿舎について消防計画が作成されておらず、消防訓練、消防設備・機械の点検等が実施されていなかった。

【警察本部】

1 財務に関する事項

【契約】

(1) 契約事務が適正でなかったもの

公用車の修繕(352,414円)について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もされていなかった。(沖縄警察署)

＜工事等に関する事項＞

第1 監査の概要

1 監査対象

- (1) 監査対象年度 平成28年度
土木建築部7機関、農林水産部3機関、企画部1機関、企業局1機関
- (2) 監査対象機関 土木建築部7機関、農林水産部3機関、企画部1機関、企業局1機関
- (3) 監査対象工事等

工事については、土木建築部及び企画部並びに企業局は当初請負額5,000万円以上の工事、農林水産部は当初請負額3,000万円以上の工事から34件を抽出し監査対象とした。また、設計委託業務については、当初契約額が2,000万円以上のものの中で工事を未発注のものから3件を抽出し監査対象とした。

2 監査期間

平成29年4月21日から同年11月30日まで

3 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

監査は、工事の施工及び委託業務が法令等に準拠しているか、経済性、効率性、有効性、安全性等の観点から適正に行われているか、及び契約等の事務手続は適正であるかについて、関係書類の調査、現場の施工状況の確認を行う方法で実施した。技術面の監査については、工事技術調査業務委託契約に基づき派遣された技術士を交えて、工事及び委託業務を担当した職員等から説明を聴取し現場確認を行った。

(2) 監査の着眼点

- 監査を実施するに当たっては、監査対象工事及び委託業務の執行について、主に次の点に着目し実施した。
 - ア 計画及び設計は、適正に行われているか。
 - イ 発注前及び発注後の手続は、適正に行われているか。
 - ウ 請負契約事務は、適正に行われているか。
 - エ 工事の施工は、適正に行われているか。
 - オ 竣工検査及び精算手続は、適正に行われているか。

4 監査の実施状況

実地監査の実施機関、実施期日及び監査をした工事等は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
施設建築課	平成29年7月11日 ～7月12日	沖縄空手会館新築工事（武道館・建築） 沖縄県衛生環境研究所新築工事（C棟・建築1工区）
北部土木事務所	平成29年6月20日 ～6月22日	たまた橋橋梁補修工事 県道18号線名護城大橋橋梁補修工事（H27） 屋部川河床掘削工事（H28-1）

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
中部土木事務所	平成29年6月28日 ～6月30日	本郷港（本部地区）岸壁工事（H28-1） H27金武湾港ギンバル海岸調査設計業務委託 宜野湾北中城線トンネル本体工事（その1） 中城湾港（泡瀬地区）養浜整備工事（H28-1）及び中仕切堤災害復旧工事（H27年災3号） 沖縄県総合運動公園整備工事（H28-1） 伊計平良川線世開橋補修工事（H27） 伊佐海岸調査測量設計業務委託（H27）
南部土木事務所	平成29年6月12日 ～6月14日	安謝川ボックスカルバート改修工事 中城湾港（馬天地区）物揚場（-3.0m）整備工事（H27） H27南部東道路橋梁下部工事（大城ダム1号橋P2, A2） 豊見城中央線街路改良工事（H27-2） H27那覇北中城線（上之屋道路）調査測量設計業務委託
宮古土木事務所	平成29年7月4日 ～7月5日	平良下地島空港線乗瀬橋橋梁整備工事（下部工その2） 池間大橋補強工事（H27-1） 国道390号電線共同溝工事（H27-3工区）
都市モノレール建設事務所	平成29年6月15日 ～6月16日	浦添西原線都市モノレール建設工事（ただこ浦西駅基礎工H28） 市道国際センター線都市モノレール建設工事（経塚駅鋼構造物H27） 市道石嶺線都市モノレール建設工事（PC軌道桁H27-1）
下水道事務所	平成29年6月7日 ～6月8日	宜野湾浄化センター汚泥消化電気設備工事E15 宜野湾浄化センター最初沈殿池築造工事
北部農林水産振興センター	平成29年7月4日 ～7月5日	小浜地区水管橋工事 真喜屋地区土砂崩壊防止工事 敷久田2予防治山工事
南部農林土木事務所	平成29年7月6日 ～7月7日	水産海洋技術センター取水管復旧工事 喜屋武第3地区畑地かんがい施設工事（27-2）
宮古農林水産振興センター	平成29年7月6日 ～7月7日	港川漁港-3.0m岸壁機能保全工事 荷川取漁港浮桟橋（2）設置工事 福嶺南地区ほ場整備工事（H28-1） 増原地区畑地かんがい施設工事（H28-1）

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
総合情報政策課	平成29年7月18日 ～7月19日	離島地区海底光ケーブル等整備工事
企業局建設課	平成29年6月6日 ～6月7日	石川～上間送水管布設工事（池原工区）その 1 北谷浄水場粒状活性炭吸着池機械設備工事 （その1）

第2 監査の結果及び所見

今回の工事監査は、12機関37工事等を対象として実施した。

監査に当たっては、設計、積算、契約、工事監理等に係る関係書類の調査を行うとともに、現地確認を行った。

その結果、各機関の工事等については、おおむね適正に執行されていたが、次の項目について改善・検討を要するものがあった。

今後とも、法令遵守を徹底し適正な工事の執行に努めていただきたい。

1 特記仕様書について

特記仕様書は、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める重要な図書である。

この特記仕様書については、各部署とも標準的なひな型に合わせて作成しているが、対象工事に必要のない内容まで記載されていたり、対象工事に必要な施工条件が明示されていないといったところが見受けられた。

これについてはこれまで繰り返し指摘してきたところであり、土木建築部及び農林水産部においては部局主管課から部内各機関に対し改善に向けての通知が発出されている。

しかしながら、今回の監査においても改善が見られない状況であったことから、特記事項の適否を常に点検し、当該工事に適合した特記仕様書となるよう今後はなお一層徹底していただきたい。
（土木建築部 農林水産部 企業局 共通事項）

2 計画・設計で改善を要するもの

安齋川ボックスカルバート工事において、当該工事はボックスカルバート設置のほか、仮設栈橋、香口擁壁等多くの工種が含まれており、当初の2か年工期ではかなり厳しい工程となり、1年の繰越を行ったが竣工できなかった。

本工事のような複雑、かつ多岐にわたる工事においては、工程計画を設計段階から

詳細に検討する必要があるものと思われる。今後、当該工事のような複雑多岐にわたる工事においては、工事前に工程計画を十分検討しておく必要がある。

（南部土木事務所）

3 計画・設計及び工事監理で改善を要するもの

水産海洋技術センター取水管復旧工事において、工事発注後の台風による被災後の設計変更時点で、工法変更に当たっての十分な技術調査と検討がなされなかったことや、地質調査の不備などにより工期の大幅な延長となっていた。

今後、設計変更時の工法変更に当たっては、事前に十分な調査・検討を行うて頂きたい。
（南部農林土木事務所）

4 安全衛生管理体制で改善を要するもの

安全衛生管理体制で改善を要するものが次のとおりみられた。今後は法令等に従い適切に対応されたい。

(1) 沖繩空手会館新築工事（武道館・建築）及び沖繩県衛生環境研究所新築工事（C棟・建築1工区）において、建築工事及び設備工事が分離発注されているが、発注者が統括安全衛生管理義務者の指名を行っていないかった。（施設建築課）

(2) 喜屋武第3地区畑地かんがい施設工事（27-2）において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条に定める協議組織を設置しておらず、協議会も開催されていなかった。
（南部農林土木事務所）

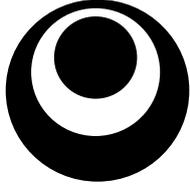
5 設計変更の手続が適正でなかったもの

設計変更に伴う現場の着手については、原則として契約変更後に行うものであるが、平良下地島空港線乗瀬橋橋梁整備工事（下部工その2）における橋脚工の追加工事について、重要な設計変更であるにもかかわらず、契約変更前に当該追加工事に着手していた。
（宮古土木事務所）

6 施設の改修が必要なもの

平良下地島空港線乗瀬橋橋梁整備工事（下部工その2）において、橋台翼壁に防護柵設置用の箱抜きがされていなかった。上部工線形と整合する形での改善が必要である。
（宮古土木事務所）

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成28年度財政的援助団体等監査の結果報告書

第1 監査の概要	1
1 監査対象年度及び実施期間	1
2 監査の着眼点	1
3 監査の実施状況	2
第2 監査の結果及び所見	4
1 監査の結果	4
2 監査所見	6
第3 監査実施団体の財政的援助等の概要	7
○学校法人 昭和薬科大学	7
○学校法人 尚学学園	8
○学校法人 興南学園	9
○学校法人 沖縄三育学院	10
○公益財団法人 沖縄県文化振興会	11
○社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団	13
○社会福祉法人 美原福祉会	14
○学校法人 シオン学園	15
○学校法人 胡屋パプテラスト学園	16
○一般財団法人 沖縄県セラルプセンター	17
○公益財団法人 おきなわ女性財団	18
○沖縄県男女共同参画センター管理運営団体	19
○公益財団法人 沖縄県農業振興公社	20
○公益社団法人 沖縄県糖業振興協会	23
○公益財団法人 沖縄県畜産振興公社	25
○一般財団法人 沖縄県水産公社	27
○バイオセンター運営共同事業体	28
○那覇商工会議所	29
○特定非営利活動法人 フロム沖縄推進機構	30
○株式会社 沖縄ダイケン	31
○沖縄県土地開発公社	32
○株式会社 T・K企画	34
○美ら島・宜野湾港マリナーナ管理運営共同企業体	35
○サンライズリゾート与那原マリナーナ管理運営共同企業体	36
○株式会社 クリード沖縄	37
○沖縄都市モノレール株式会社	38
○トラステック・ミズノ共同企業体	40
○沖縄県緑化種苗協同組合	41
○沖縄県住宅供給公社	42
○学校法人 KBC学園	45
○特定非営利活動法人 ほんず	46
○特定非営利活動法人 八重山星の会	47
○一般財団法人 沖縄マリニレジャーセイフティローラー	48
○公益財団法人 暴力団追放沖縄県民会議	49

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、県の出資団体、補助金交付団体等、公の施設の指定管理者の34の財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は、次のとおりである。

1 監査対象年度及び実施期間

(1) 監査対象年度 平成28年度

(2) 監査実施期間 平成29年9月12日から同年10月30日まで

2 監査の着眼点

監査を実施するに当たっては、出納その他の事務の執行について、次の点に着目し実施した。

(1) 出資団体については、出資の目的は達成されているか。

(2) 補助金等財政的援助に係る事業は、その目的に沿って適正に行われているか。

(3) 公の施設について、指定管理者の管理事務は適正に行われているか。

(4) 出資及び財政的援助に係る事業並びに公の施設の指定管理者の管理事務について、その会計経理は適正に行われているか。

3 監査の実施状況

監査の実施機関、実施期日等は、次のとおりである。
 なお、監査対象団体の財政的援助等の概要については、「第3 監査実施団体の財政的援助等の概要」に記述している。

監査対象団体名	監査実施期日	財政的援助等の内容
総務部所管		
学校法人 昭和薬科大学	平成29年9月12日	補助金
学校法人 尚学学園	平成29年9月13日	補助金
学校法人 興南学園	平成29年9月14日	補助金
学校法人 沖縄三育学院	平成29年9月13日	補助金
総務部・文化観光スポーツ部所管		
公益財団法人 沖縄県文化振興会 (沖縄県公文書館)	平成29年9月15日	出資・指定管理者・補助金
子ども生活福祉部所管		
社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団	平成29年10月3日 平成29年10月30日	出資
社会福祉法人 美原福祉会 (沖縄県立石鐘児童園)	平成29年9月29日 平成29年10月25日	指定管理者・補助金
学校法人 シオン学園	平成29年9月12日	補助金
学校法人 胡屋バプテスタ学園	平成29年9月22日	補助金
一般財団法人 沖縄県セルブセンター	平成29年9月22日 平成29年10月20日	出資
公益財団法人 おきなわ女性財団	平成29年9月15日 平成29年10月20日	出資
沖縄県男女共同参画センター管理運営団体 (沖縄県男女共同参画センター)	平成29年9月28日	指定管理者
農林水産部所管		
公益財団法人 沖縄県農業振興公社	平成29年9月27日 平成29年10月23日	出資・補助金・貸付金
公益社団法人 沖縄県糖業振興協会	平成29年9月26日 平成29年10月23日	出資・補助金
公益財団法人 沖縄県畜産振興公社	平成29年9月28日	出資・補助金
一般財団法人 沖縄県水産公社	平成29年9月22日	出資
商工労働部所管		
バイオセンター運営共同事業体 (沖縄健康バイオテクノロジーセンター)	平成29年9月27日 平成29年10月30日	指定管理者
那覇商工会議所	平成29年10月4日	補助金
特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構	平成29年9月26日	補助金

監査対象団体名	監査実施期日	財政的援助等の内容
商工労働部・土木建築部所管		
株式会社 沖縄ダイケン (沖縄IT津梁パーク施設、県民広場地下駐車場)	平成29年10月3日 平成29年10月25日	指定管理者
土木建築部所管		
沖縄県土地開発公社	平成29年10月3日 平成29年10月26日	出資・補助金
株式会社T・K企画 (金武湾港宇堅梅浜公園)	平成29年10月4日	指定管理者
美ら島・宜野湾港マリナー管理運営共同企業体 (宜野湾港マリナー)	平成29年9月28日 平成29年10月26日	指定管理者
サンライズリゾート与那原マリナー管理運営共同企業体 (与那原マリナー)	平成29年10月4日	指定管理者
株式会社クリート沖縄 (西原・与那原マリナーパーク)	平成29年9月29日	指定管理者
沖縄都市モノレール株式会社	平成29年9月20日	出資・補助金・貸付金
トラステック・ミズノ共同企業体 (沖縄県総合運動公園)	平成29年9月27日 平成29年10月19日	指定管理者
沖縄県緑化種苗協同組合 (名護中央公園、浦添大公園、パンナ公園、中城公園)	平成29年9月26日 平成29年10月19日	指定管理者
沖縄県住宅供給公社 (県営住宅 北部地区、中部A地区、中部B地区、南部地区)	平成29年9月29日	出資・指定管理者・貸付金
教育委員会所管		
学校法人 KBC学園 (糸満青少年の家)	平成29年9月20日	指定管理者
特定非営利活動法人 ほんず (宮古青少年の家)	平成29年10月3日	指定管理者
特定非営利活動法人 八重山星の会 (石垣青少年の家)	平成29年10月4日	指定管理者
警察本部所管		
一般財団法人 沖縄マリトレジャーセイフティビューロー	平成29年9月20日 平成29年10月6日	出資
公益財団法人 暴力団追放沖縄県民会議	平成29年9月19日 平成29年10月25日	出資

注：監査対象団体名欄の()書きの施設は、指定管理者へ管理を行わせている公の施設名である。
 注：監査実施期日欄が2段階書きとなっているものは、上段は職員監査の実施日、下段は監査委員が実地監査を行った日である。

第2 監査の結果及び所見

1 監査の結果

監査の結果、各団体への出資、補助金等財政的援助に係る事業及び公の施設の指定管理に係る管理事務は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に執行され、所期の目的を達成していると認められたが、一部について、是正・改善を要するものがあり、指摘事項として次のとおり掲記した。

(1) 会計事務等に関するもの

ア 会計事務の改善を要するもの

(ア) 一般財団法人沖縄県セルブセンターでは、平成28年度障害者工賃向上支援事業の委託契約(3,525,000円)において、決裁を経ることなく、契約を締結していた。(子ども生活福祉部所管)

(イ) 公益財団法人おきなわ女性財団では、旅費の執行に当たって、事務局長決裁により規程とは異なる支給基準を設け支出していた。(子ども生活福祉部所管)

(ロ) 一般財団法人沖縄県水産公社では、扶養手当の支給に当たって、子が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至った後も同手当を支給したため、扶養手当及び期末手当の合計で167,899円の過払いとなっていた。(農林水産部所管)

(ハ) 沖縄県土地開発公社では、手当の認定手続に当たって、支給要件の調査や確認が不十分であったり、決裁を経ることなく手当を支給するなど、不適正な事務処理となっていた。(土木建築部所管)

(ニ) 沖縄県住宅供給公社では、退去後の修繕に要する居住者負担分費用を仮受金として長期にわたり保管しているものがあった。(土木建築部所管)

(ホ) 一般財団法人沖縄マリンレジャーセイフティローでは、支出手続における書類の不備、関係規程に基づかない支出事務、規程にない職員による立替払いや規定の額を超える現金の保管、現金残高と帳簿の不一致など、著しく不適切な会計処理が多数みられた。

また、決算書の作成において、書類が整備されていないものがあった。

(警察本部所管)

イ 徴収に努力を要するもの

沖縄県住宅供給公社では、賃貸住宅家賃等の事業未収金が、108,203,666円と多額になっていた。(土木建築部所管)

(2) 公の施設の管理に関するもの

ア 社会福祉法人美原福祉会(沖縄県立石嶺児童園)では、平成28年度中に購入したエアコン(取得金額合計530,690円)をはじめ、物品整理票を貼付していない物品が多数あった。(子ども生活福祉部所管)

イ 沖縄県男女共同参画センター管理運営団体(沖縄県男女共同参画センター)では、基本協定書第22条により県から貸与されている物品について、県及び指定管理団体において、現物が確認されていないなかった。

また、平成28年度中に購入したパソコン(取得金額合計548,640円)について、物品管理票を貼付していなかった。(子ども生活福祉部所管)

ウ 美ら島・宜野湾港マリーナ管理運営共同企業体(宜野湾港マリーナ)では、基本協定書第27条に基づく年度事業計画書を作成していなかった。

また、清掃業務委託について、日報などの業務の履行状況の確認ができる書類が整備されていないなかった。(土木建築部所管)

エ サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体(与那原マリーナ)では、自動販売機の設置について、基本協定書第54条の規定に基づく事前の県の承認を受けていなかった。

駐車場料金について、対象車を駐車場の場外へ駐車させ、料金を徴収していないものや、根拠となる規程等が無く減免しているものがあった。

また、平成28年度に整備した航路標識灯(685,800円)については、県での財産登録がなされていないなかった。(土木建築部所管)

オ 株式会社クリード沖縄(西原・与那原マリンパーク)では、協定書第29条に基づく業務日誌を作成していなかった。

また、県から貸与を受けているコインロッカー(864,000円)について、協定書第27条に基づく台帳が整備されていないなかった。(土木建築部所管)

(3) 補助事業の執行に関するもの

特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構では、新情報通信費低減化支援事業補助金に係る実績報告において、回線使用料の誤りや回線の障害による減額分、回線の中途解約に係る日割計算分についての誤りがあった。(商工労働部所管)

2 監査所見

平成28年度の財政的援助団体等の監査においては、出納その他の事務の執行について、おおむね適正に執行されたと認められた。しかし、一部の団体においては、会計事務や公の施設の管理等に是正又は改善を要するものが見られた。

ついては、それぞれの目的等に沿って適正かつ効率的な業務が行えるよう、所管する団体への指導・監督に努めていただきたい。

(1) 会計事務等の適正化について

財政的援助団体等の会計事務などにおいて、決算書作成、会計処理及び現金の取扱いが著しく不適正なもの、手当認定事務や契約事務が不適正なもの、補助金の実績報告に誤りがあるもの並びに未収金の徴収に努力を要するものがあった。

各団体においては、関係規程等に基づいた適正な事務処理を行うとともに、内部統制機能の強化を図る必要がある。

県は各団体における会計事務等の現状を把握し、関係規程等に基づいた適正な業務執行となるよう指導を強化していただきたい。

(2) 公の施設の管理の適正化について

各団体が管理している施設において、基本協定書等に定められた年度事業計画、業務日報、文書の管理規程等が未作成となっているものや備品管理が不適正となっているものがあった。

また、施設駐車場の使用料徴収において、対象車の一部で徴収していないものや根拠となる規程等がなく減免しているものがあった。

指定管理者は、公の施設の運営に当たり、基本協定書等に定められた事項を遵守し、適正な事務処理に努める必要がある。

県は指定管理者制度の効果、運営のあり方等について検証・評価を行うとともに、指定管理者が基本協定書や関係規程等に基づき適正に業務を遂行するよう指導を強化していただきたい。

(3) 財政的援助団体等に対する県の指導・監督について

県が出資等を行っている公社等外郭団体は、公益上の必要性や県行政の補完的役割を担う目的で設立されていることから、その設立目的が十分果たせるよう常に健全な運営を確保する必要がある。

県は出資法人等の自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って業務が適正かつ効率的に運営され、県民への行政サービスの向上するよう常に適切な指導・監督に努めていただきたい。

また、補助金等交付団体に対し、補助金等の目的に沿って事業が適正に遂行されるよう適切な指導・監督に努めていただきたい。

公の施設の管理については、指定管理団体との連携を密にし、適正な事務処理及び設置目的に沿った利用者へのサービス向上が図られるよう指導・監督に努めていただきたい。

第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

学校法人 昭和薬科大学 (補助金)

1 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当大学は県内に中学校及び高等学校を設置しており、平成28年5月1日現在における生徒数は中学校が628人、高等学校が651人となっている。

2 補助事業の内容

平成28年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則（昭和48年沖縄県規則第53号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金（一般補助）	838,058,219	368,664,000	人件費、教育研究経費管理経費、設備費
沖縄県私立学校運営費補助金（特別補助）	7,316,237	1,493,000	人件費、教育研究経費
結核健康診断事業補助金	210,924	66,945	健康診断
合計	845,585,380	370,223,945	

3 収支状況について

平成28年度の補助事業に係る収支状況は、次のとおりである。

収支計算
(単位：千円、%)

収支	入		出		
	金額	構成比	金額	構成比	
科目			科目		
県補助金収入	370,224	43.8	人件費	664,101	78.5
その他の収入	475,361	56.2	その他の支出	181,484	21.5
合計	845,585	100.0	合計	845,585	100.0

学校法人 尚学園 (補助金)

1 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当学園は県内に中学校及び高等学校を設置しており、平成28年5月1日現在における生徒数は中学校が850人、高等学校が1,152人となっている。

2 補助事業の内容

平成28年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則及び沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助)	1,240,025,000	563,880,000	人件費、教育研究経費、 管理経費、設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助)	15,606,000	3,216,000	人件費、教育研究経費、 管理経費、設備費
合 計	1,255,631,000	567,096,000	

3 収支状況について

平成28年度の補助事業に係る収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	入		支 出	
	科 目	金 額	科 目	金 額
県補助金収入 その他の収入		567,096	人件費	827,717
		688,535	その他の支出	427,914
合 計		1,255,631	合 計	1,255,631
			構成比	構成比
			45.2	65.9
			54.8	34.1
			100.0	100.0

学校法人 興南学園 (補助金)

1 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当学園は県内に中学校及び高等学校を設置しており、平成28年5月1日現在における生徒数は中学校が422人、高等学校が913人となっている。

2 補助事業の内容

平成28年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則及び沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助)	796,820,000	419,503,000	人件費、教育研究経費、 管理経費、設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助)	3,363,000	1,200,000	人件費、教育研究経費
沖縄県私立高等学校授業料軽減費 補助金	1,089,000	1,089,000	授業料軽減事業
合 計	801,272,000	421,792,000	

3 収支状況について

平成28年度の補助事業に係る収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	入		支 出	
	科 目	金 額	科 目	金 額
県補助金収入 その他の収入		421,792	人件費	589,037
		379,480	教育研究経費	170,023
			管理費	21,954
			設備費	20,258
合 計		801,272	合 計	801,272
			構成比	構成比
			52.6	73.5
			47.4	21.2
				2.8
				2.5
			100.0	100.0

学校法人 沖繩三育学院
(補助金)

1 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校(小学校、中学校、高等学校及び幼稚園)を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。
なお、当法人は県内に小学校及び中学校を設置しており、平成28年5月1日現在における児童・生徒数は小学校が89人、中学校が77人となっている。

2 補助事業の内容

平成28年度における沖繩県学校法人に対する補助金の交付に関する規則及び沖繩県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区	区分	対象事業費	補助金額	事業内容
	沖繩県私立学校運営費補助金(一般補助)	158,486,267	112,384,000	人件費、教育研究経費 管理経費、設備費
	沖繩県私立学校運営費補助金(特別補助)	1,713,830	1,157,000	教育研究経費
合	計	160,200,097	113,541,000	

(単位：円)

3 収支状況について

平成28年度の補助事業に係る収支状況は、次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

科目	入		支		出	
	金額	構成比	科目	金額	構成比	
県補助金収入	113,541	70.9	人件費	114,959	71.8	
その他収入	46,659	29.1	教育研究経費	26,979	16.8	
			管理経費	18,204	11.4	
			設備費	58	0.0	
合	160,200	100.0	合計	160,200	100.0	

公益財団法人 沖繩県文化振興会
(出資・公の施設の指定管理者・補助金)

1 事業の概要

当法人は、文化、芸術、学術の普及、情報の提供、調査研究、交流等を図り、県民の主体的、創造的な文化活動を支援するとともに、歴史資料として重要な公文書等の管理を総合的に行い、もって本県の文化、学術、教育振興に寄与することを目的として、平成5年3月に財団法人として設立され、平成23年4月に公益認定を受けて公益財団法人へ移行している。

県は、沖繩県公文書館の設置及び管理に関する条例(平成7年沖繩県条例第6号)第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成19年度から沖繩県公文書館の管理を行わせている。平成28年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- (1) 沖繩県芸術文化祭開催事業
- (2) おきなわ文学賞事業
- (3) 沖繩県文化活性化・創造発信支援事業
- (4) 沖繩県伝統芸能公演支援事業
- (5) 文化観光戦略推進事業
- (6) 文化活動支援助成事業
- (7) エイサーエキスポ開催事業
- (8) 文化活動実態調査事業
- (9) 全国青年弁論大会開催事業
- (10) 沖繩県公文書館指定管理事業
- (11) 公文書関連事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり出資するとともに、補助金及び負担金並びに指定管理料を交付している。

- (1) 正味財産への出資
指定正味財産384,568,113円のうち、342,073,000円、88.9パーセントを出資している。
- (2) 指定管理料の交付
県が沖繩県公文書館の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、237,512,000円となっている。
- (3) 補助金等の交付
平成28年度における沖繩県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区	区分	対象事業費	補助金額	事業内容
	沖繩県文化振興事業等推進費補助金	79,502,709	45,410,000	人件費、事業費
	沖繩県芸術文化祭事業負担金	9,269,299	5,141,000	事業費
	文化観光戦略推進事業費補助金	50,218,446	40,584,173	人件費、事業費、補助金
合	計	138,990,454	91,135,173	

3 収支状況について

平成28年度の補助事業及び指定管理料に係る収支状況は、次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
県補助金等収入	91,135	24.8	人件費	173,939	47.8	
指定管理料収入	237,512	64.5	管理費	22,052	6.0	
その他の収入等	39,495	10.7	事業費	151,751	41.7	
			補助金	16,500	4.5	
合計	368,142	100.0	合計	364,242	100.0	

4 財政状態について

平成28年度末の財政状態は、次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金額	構成比	科 目	金額	構成比
現金預金	66,593	12.5	未払金	51,803	9.7
未収金	34,399	6.4	預り金	2,744	0.5
貯蔵品(商品)	8,003	1.5	賞与引当金	8,775	1.6
固定資産	425,432	79.6	固定負債	32,347	6.1
基本財産	384,568	71.9	退職給付引当金	32,347	6.1
特定資産	38,364	7.2	負債合計	95,669	17.9
その他固定資産	2,500	0.5	正味財産	438,758	82.1
			指定正味財産	384,568	72.0
			一般正味財産	54,190	10.1
資産合計	534,427	100.0	負債及び正味財産合計	534,427	100.0

社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団 (出資)

1 事業の概要

当法人は、県と密接な連携を保ちつつ、県立社会福祉施設の運営を適切かつ効率的に行うことにより、県民福祉の向上・増進に資することを目的として昭和47年2月に設立された。平成18年4月に、12福祉施設の経営の移譲を受け、民営化され自主運営を行っている。平成28年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- 第一種社会福祉事業(12福祉施設の設置運営)
 - 漲水学園、沖縄療育園、うるま婦人寮、具志川厚生園、あけぼの学園、よみたん救護園、都屋の里、北郷学園、いしみなね救護園、八重山厚生園及び名護厚生園
- 第二種社会福祉事業
 - 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、介護予防サービス事業、指定居宅介護支援事業、指定訪問介護事業、障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、児童家庭支援センター
- 特定相談支援事業及び障害児相談支援事業
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の規定に基づき一時保護・ステップアップハウス運営事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本金10,000,000円の全額を出資している。

3 財政状態について

平成28年度末の財政状態は、次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金額	構成比	科 目	金額	構成比
流動資産	1,102,233	10.9	流動負債	323,138	3.1
現金預金	570,695	5.7	事業未払金	186,156	1.8
事業未収金	509,268	5.0	賞与引当金	123,341	1.2
徴収不能引当金	△9,718	△0.1	その他流動負債	13,641	0.1
その他流動資産	31,988	0.3	固定負債	581,382	5.8
固定資産	9,008,296	89.1	退職給付引当金	581,382	5.8
基本財産	6,412,482	63.4	負債合計	904,520	8.9
その他固定資産	2,595,814	25.7	純資産	9,206,009	91.1
			(うち基本金)	(10,000)	(0.1)
資産合計	10,110,529	100.0	負債及び純資産合計	10,110,529	100.0

社会福祉法人 美原福祉会 (公の施設の指定管理者・補助金)

1 事業の概要

当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的に設立され、障害者支援施設、保育所などを設置運営している。

県は、沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第14号）第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成20年度から沖縄県立石嶺児童園の管理を行っている。

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり指定管理料及び補助金を交付している。

- (1) 指定管理料の交付
県が沖縄県立石嶺児童園の管理運営に関する基本協定書及び年度協定書に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、299,834,000円となっている。

- (2) 補助金の交付
平成28年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業補助金	8,177,000	8,177,000	人件費、旅費等

(単位：円)

3 収支状況について

平成28年度の指定管理及び補助事業に係る収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

収 入		支 出	
		金 額	金 額
指定管理料	299,834	人件費	199,225
県補助金収入	8,177	事業費	82,584
その他の収入	6,944	事務費	24,225
合 計	314,955	合 計	306,034
		構成比	構成比
		95.2	65.1
		2.6	27.0
		2.2	7.9
		100.0	100.0

(単位：千円、%)

学校法人 シオン学園 (補助金)

1 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当法人は県内に幼稚園を設置しており、平成28年5月1日現在における園児数は60人となっている。

2 補助事業の内容

平成28年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則及び沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金（一般補助）	34,177,690	14,058,000	人件費、教育研究経費 設備費
沖縄県私立学校運営費補助金（特別補助）	2,581,164	2,463,000	人件費、教育研究経費
沖縄県教育支援体制整備事業費補助金（緊急環境整備事業）	199,000	65,000	設備費
合 計	36,957,854	16,586,000	

3 収支状況について

平成28年度の補助事業に係る収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

収 入		支 出	
		金 額	金 額
県補助金収入	16,586	人件費	22,111
その他収入	20,372	教育研究経費	14,577
合 計	36,958	合 計	36,958
		構成比	構成比
		44.9	59.8
		55.1	39.5
		100.0	100.0

(単位：千円、%)

学校法人 胡屋バプテスタ学園
(補助金)

1 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当法人は県内に幼稚園を設置しており、平成28年5月1日現在における園児数は76人となっている。

2 補助事業の内容

平成28年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則及び沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助)	32,883,534	18,356,000	人件費、教育研究経費 設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助)	5,108,784	4,386,000	人件費、教育研究経費
沖縄県私立幼稚園特別支援教育補助金	1,705,200	1,568,000	人件費
沖縄県教育支援体制整備事業費補助金	199,800	66,000	教育研究費、設備費
沖縄県私立幼稚園読書環境整備事業費補助金	1,144,560	1,029,000	教育研究費
合計	41,041,878	25,405,000	

3 収支状況について

平成28年度の補助事業に係る収支状況は、次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

科目	入		出		構成比
	金額	構成比	科目	金額	
県補助金収入	25,405	61.9	人件費	27,267	66.4
その他収入	15,637	38.1	教育研究経費 設備費	13,421 354	32.7 0.9
合計	41,042	100.0	合計	41,042	100.0

一般財団法人 沖縄県セルフセンター
(出資)

1 事業の概要

当法人は、沖縄県における稼産施設及び小規模作業所の事業振興を図り、利用者の自立を促進するとともに、地域における障害者の就労のための事業を展開し、障害者の完全参加と平等の実現に寄与することを目的として、平成6年10月に設立された。

平成28年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- (1) 広報・啓発事業
- (2) 職員研修事業
- (3) 法人事業

2 財政的援助等の内容

県は当法人に対して、基本財産へ充当した正味財産71,000,000円のうち、51,000,000円、71.8パーセントを出資している。

3 財政状態について

平成28年度末の財政状態は、次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
流動資産	33,669	32.2	流動負債	9,347	8.9
現金預金	21,054	20.2	買掛金	4,990	4.8
売掛金	9,666	9.2	未払金	3,628	3.4
未収金	2,635	2.5	預り金	205	0.2
その他	314	0.3	借入金	54	0.1
固定資産	71,042	67.8	賞与引当金	470	0.4
基本財産	71,000	67.8	固定負債	0	0.0
車輜運搬具	0	0.0	負債合計	9,347	8.9
什器備品	42	0.0	正味財産	95,364	91.1
			(うち基本財産への充当)	(71,000)	(67.8)
資産合計	104,711	100.0	負債及び正味財産合計	104,711	100.0

公益財団法人 おきなわ女性財団 (出資)

1 事業の概要

当法人は、沖縄県における男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、女性に関する諸問題の調査研究、女性の社会活動に対する支援等を行うことにより、女性の地位向上及び社会参画の促進を図り、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的として平成5年に設立された。平成28年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発事業
- (2) 女性の社会参画支援事業及び男性の地域・家庭参画支援事業
- (3) 女性問題に関する総合的・実践的な調査研究事業
- (4) 女性団体交流ネットワーク事業
- (5) 女性の指導者育成事業
- (6) 女性情報の収集及び提供に関する事業
- (7) 女性問題等に関する相談事業
- (8) 男女共同参画推進の拠点となる施設の管理に関する事業

2 財政的援助等の内容

県は当法人に対して、基本財産へ充当した指定正味財産393,697,341円のうち、250,000,000円、63.5パーセントを出資している。

3 財政状態について

平成28年度末の財政状態は、次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	35,828	8.2	流動負債	4,710	1.1
現金預金	30,498	7.0	未払金	4,196	1.0
未収金	3,340	0.8	賞与引当金	412	0.1
出資金	1,990	0.5	預り金	102	0.0
固定資産	399,870	91.8	負債合計	4,710	1.1
基本財産	393,697	90.4	正味財産	430,988	98.9
その他の固定資産	6,173	1.4	指定正味財産	393,697	90.4
			(うち基本財産)	(393,697)	(90.4)
			一般正味財産	37,291	8.6
資 産 合 計	435,698	100.0	負債及び正味財産合計	435,698	100.0

沖縄県男女共同参画センター管理運営団体 (公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

当団体は、沖縄県男女共同参画センターの管理運営業務を営むことを目的として平成24年7月に設立された。

県は、沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成17年沖縄県条例第41号)第3条の規定により、当団体を指定管理者として平成24年12月から沖縄県男女共同参画センターの管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

県が沖縄県男女共同参画センターの管理運営に関する年度協定書第3条に基づいて当団体に対し交付した指定管理料は、58,000,000円となっている。

なお、平成28年度の沖縄県男女共同参画センターの施設及び設備利用料収入は、20,962,349円となっている。

3 収支状況について

平成28年度の収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	支 出				
	科 目	金 額	構成比		
指定管理料収入	58,000	73.4	人件費	39,066	54.8
施設利用料収入	18,371	23.3	委託費	12,099	17.0
設備利用料収入	2,591	3.3	水道光熱費	8,576	12.0
			その他経費	11,608	16.2
合 計	78,962	100.0	合 計	71,349	100.0

公益財団法人 沖縄県農業振興公社 (出資・補助金・貸付金)

1 事業の概要

当法人は、沖縄県における農業・農村の持続的発展のため、農用地の利用の効率化及び高度化の促進、農業基盤の整備、農業の担い手となる青年農業者等の育成及び確保等を推進し、農業者の経済的及び社会的地位の向上並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、昭和48年8月に設立された。平成23年11月11日に、財団法人沖縄県農業後継者育成基金協会と合併し、同日22日に沖縄県青年農業者育成センターとして知事の指定を受けた。

また、平成25年4月1日に公益法人へ移行に伴い、名称を「公益財団法人沖縄県農業振興公社」へ変更し、翌年3月27日に農地中間管理機構として知事の指定を受けた。

平成28年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- (1) 農地中間管理事業
- (2) 農地保有合理化事業(農地賃借継続のみ)
- (3) 農地中間管理事業の特例(農地売買等事業)
- (4) 農地保有合理化一般事業
- (5) 畜産担い手育成総合整備事業
- (6) 不発弾等事前探査事業
- (7) 農業後継者育成確保事業
- (8) 沖縄県青年農業者育成センター事業
- (9) 沖縄県青年就農給付金(準備型)受託事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり出資するとともに補助金の交付及び事業資金の貸付けを行っている。

- (1) 正味財産への出資
基本財産へ充当した正味財産33,500,000円のうち17,100,000円、51.0パーセントを出資している。
また、それ以外に特定資産として200,000,000円を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成28年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県農地中間管理機構事業補助金	98,337,275	98,337,275	農用地の集団化等のための農用地賃借
沖縄県農地売買支援事業補助金	8,553,227	8,553,227	農用地の集団化等のための農用地売買
畜産担い手育成総合整備事業補助金	76,561,228	64,112,000	畜産農家の経営規模の拡大等
不発弾等事前探査事業	8,000,000	8,000,000	不発弾の事前探査
農業後継者育成対策補助金	9,026,873	7,759,000	農業後継者の育成確保等
沖縄県農業生産・経営対策事業補助金	5,000,000	5,000,000	青年等の就業促進等
合 計	205,478,603	191,761,502	

- (3) 貸付金の状況
平成28年度における沖縄県就業支援資金貸付等要領に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末残高	平成28年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
就業支援資金貸付金	17,270,000	0	17,270,000	0

3 収支状況について

平成28年度の補助事業に係る収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	支 出				
	金 額	構 成 比			
科 目	金 額	科 目	金 額	構 成 比	
県補助金収入 その他の収入	191,762 13,717	93.3 6.7	事業費	205,479	100.0
合 計	205,479	100.0	合 計	205,479	100.0

4 財政状態について

平成28年度末の財政状態は、次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	209,875	15.3	流動負債	81,585	5.9
現金預金	115,882	8.4	畜産事業未払金	24,497	1.8
畜産事業未収金	68,464	5.0	機糖事業未払金	43,079	3.1
畜産事業貸倒引当金	△14,980	△1.1	預り保証金	1,213	0.1
補助金未収金	25,541	1.9	その他の流動負債	12,796	0.9
前払賃借料	2,571	0.2	固定負債	97,116	7.1
就農支援資金貸付金	4,709	0.3	畜産担い手総合整備事業	85,963	6.3
機糖事業用地	2,809	0.2	畜長期借入金	2,571	0.2
その他の流動資産	4,879	0.4	合理化事業長期借入金	8,582	0.6
固定資産	1,161,994	84.7	その他の固定負債	178,701	13.0
基本財産	33,500	2.5	負債合計	1,193,168	87.0
特定資産	1,127,877	82.2	正味財産	(33,500)	(2.4)
その他の固定資産	617	0.0			
資 産 合 計	1,371,869	100.0	負債及び正味財産合計	1,371,869	100.0

公益社団法人 沖縄県糖業振興協会
(出資・補助金)

1 事業の概要

当法人は、県におけるさとうきび生産振興対策及び分みつ糖、含みつ糖振興対策を推進するとともに、さとうきびの品質取引制度の円滑な運用を図り、さとうきび作農家及び甘しょ糖企業の経営安定に資することを目的に、昭和49年6月に設立された。

平成28年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- (1) さとうきび生産振興対策の推進
- (2) 品質取引推進事業
- (3) 沖縄糖業振興対策事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 基本金
基本金1,708,425,000円のうち、661,112,000円、38.7パーセントを出資している。
平成24年度に公益社団法人へ移行した際に、基本金から寄託金へ振り替えられた。
- (2) 補助金の交付
平成28年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
さとうきび品質取引推進事業補助金	12,249,298	6,000,000	立会人設置費等
沖縄県糖業振興対策費補助金	2,243,245,553	1,352,852,553	分みつ糖振興対策
沖縄県糖業振興対策費補助金	1,388,401,262	1,298,158,125	含みつ糖振興対策
合 計	3,643,896,113	2,657,010,678	

3 収支状況について

平成28年度の収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
県補助金収入	2,657,011	さとうきび品質取引推進事業費	12,249
その他収入	986,885	沖縄県糖業振興対策事業費(分みつ糖)	2,243,246
		沖縄県糖業振興対策事業費(含みつ糖)	1,388,401
合 計	3,643,896	合 計	3,643,896
		構成比	構成比
		72.9	0.3
		27.1	61.6
		100.0	38.1
			100.0

4 財政状態について

平成28年度末の財政状態は、次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	405,037	15.1	流動負債	389,209	14.5
現金預金	90,597	3.4	未払金	389,123	14.5
未収金	314,440	11.7	預り金	86	0.0
固定資産	2,276,100	84.9	固定負債	1,544,112	57.6
基本財産	164,313	6.1	寄託金	1,544,112	57.6
特定資産	2,111,787	78.8	負債合計	1,933,321	72.1
その他固定資産	0	0.0			
			正味財産	747,816	27.9
			指定正味財産	728,887	27.2
			(うち基本財産)	(164,313)	(6.1)
			一般正味財産	18,929	0.7
資 産 合 計	2,681,137	100.0	負債及び正味財産合計	2,681,137	100.0

公益財団法人 沖縄県畜産振興公社
(出資・補助金)

1 事業の概要

当法人は、主要な家畜などの価格安定を図るとともに、生産振興及び流通合理化事業の助成等の措置を講じ、もって畜産及びその関連産業の健全な発展を促進することを目的に、昭和51年3月に設立された。

平成10年4月に沖縄県畜産物価格安定基金協会を統合、平成24年3月に社団法人沖縄県畜産会を統合、平成25年4月に公益認定を受け公益財団法人となっている。

平成28年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- (1) 肉用子牛生産者補助金制度
- (2) 沖縄県肥育経営安定特別対策事業
- (3) 養豚経営安定対策事業
- (4) 県産食肉等消費促進対策事業
- (5) 沖縄県肉用牛経営安定対策補完事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 正味財産への出資
基本金から基本財産に充当した指定正味財産702,850,000円のうち、602,850,000円、85.8パーセントを出資している。
- (2) 補助金の交付
平成28年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県養豚経営安定対策事業補助金	204,770,300	19,891,972	養豚経営安定対策事業 基金造成費
沖縄県肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金	173,076,000	2,866,400	肥育経営者に対する 補てん金交付
合 計	377,846,300	22,758,372	

3 収支状況について

平成28年度の補助事業に係る収支状況は、次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収 入		支 出			
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
県補助金収入	22,758	6.0	基金造成費	377,846	100.0
機構補助金	129,807	34.4			
生産者積立金	209,484	55.4			
公社負担	15,797	4.2			
合 計	377,846	100.0	合 計	377,846	100.0

4 財政状態について

平成28年度末の財政状態は、次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	548,534	6.1	流動負債	371,295	4.1
現金預金	193,869	2.2	未払金	353,214	3.9
未収金	343,996	3.8	その他の流動負債	18,081	0.2
その他の流動資産	10,669	0.1	固定負債	1,143,778	12.7
固定資産	8,462,926	93.9	基金	160,814	1.8
基本財産	807,844	9.0	積立金	303,157	3.4
特定資産	7,194,034	79.8	積立準備金	603,352	6.7
その他の固定資産	461,048	5.1	退職給付引当金	76,455	0.8
			負債合計	1,515,073	16.8
			正味財産	7,496,387	83.2
			指定正味財産	7,177,580	79.7
			(うち基本財産)	(704,382)	(7.8)
			一般正味財産	318,807	3.5
			(うち基本財産)	(103,462)	(1.1)
資 産 合 計	9,011,460	100.0	負債及び正味財産合計	9,011,460	100.0

一般財団法人 沖縄県水産公社
(出資)

1 事業の概要

当法人は、漁業の生産振興に資するための事業を推進し、併せて関連産業の振興を図り、本県水産業の健全な発展並びに漁業者の生活及び福利を向上させ、もって消費者への水産物の安定供給と地域社会の健全な発展に寄与することを目的に、昭和56年1月に設立された。

平成28年度に行なった主な事業は、次のとおりである。

- (1) 市場事業
- (2) 漁港管理受託事業
- (3) 給水事業
- (4) 給油事業
- (5) 冷凍冷蔵保管事業
- (6) 給水事業
- (7) 自動販売機等事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して、250,000,000円を出資したが、平成25年度に累積欠損金を処理したため、現在は基本財産に充当した指定正味財産30,000,000円のうち23,520,000円(78.4パーセント)が県の出資となっている。

3 財政状態について

平成28年度末の財政状態は、次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	87,376	30.4	流動負債	21,693	7.5
現金預金	56,088	19.5	他会計短期借入金	17,375	6.0
未収金	13,179	4.6	預り金	2,986	1.0
その他の流動資産	18,109	6.3	未払金	1,332	0.5
固定資産	200,534	69.6	固定負債	69,309	24.1
基本財産	30,000	10.4	退職給付引当金	69,309	24.1
特定資産	69,309	24.1	負債合計	91,002	31.6
その他の固定資産	101,225	35.1	正味財産	196,908	68.4
			指定正味財産	116,417	40.4
			(うち基本財産)	(30,000)	(10.4)
			一般正味財産	80,491	28.0
資 産 合 計	287,910	100.0	負債及び正味財産合計	287,910	100.0

バイオセンター運営共同事業体 (公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

当共同事業体は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの指定管理業務受注を目的として平成25年4月に設立された。県は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号）第3条の規定により、当共同事業体を指定管理者として平成25年度から沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

県が沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの管理に関する年度協定書第3条に基づいて、当共同事業体に対し交付した指定管理料は26,612,000円となっている。
なお、平成28年度の施設利用料収入額は、52,747,803円となっている。

3 収支状況について

平成28年度の収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比	
施設利用料収入	52,748	52.3	人件費	32,442	32.2	
指定管理料収入	26,612	26.4	水道光熱費	31,467	31.3	
水道光熱費収入	18,185	18.0	施設管理費	19,817	19.7	
自主事業収入	3,001	3.0	その他の支出	16,859	16.8	
その他の収入	262	0.3				
合 計	100,808	100.0	合 計	100,585	100.0	

那覇商工会議所 (補助金)

1 補助の目的

県は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第4条第1項に基づき小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業を行うことにより、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的に、小規模事業経営支援事業費補助金を交付している。

また、地域経済の活性化と安定的な発展、沖縄県の雇用環境の改善を図ることを目的に、各種補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成28年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
小規模事業経営支援事業費補助金	116,155,447	100,894,837	補助対象職員の設置費 指導事業費等
創業力・経営力向上支援事業補助金	19,397,257	18,084,944	創業アドバイザーの設置 専門家派遣事業等
沖縄雇用・経営基盤強化事業補助金	529,858	528,000	経営強化指導事業費
合 計	136,082,562	119,507,781	

3 収支状況について

平成28年度の補助事業に係る収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出 金 額	構 成 比
	金 額	構 成 比	科 目	金 額		
県補助金収入	119,508	87.8	補助対象職員の設置費	81,397	59.8	
その他の収入	16,575	12.2	指導事業費	10,552	7.8	
			創業アドバイザーの設置費	5,553	4.1	
			経営指導推進費	5,500	4.0	
			その他事業費	33,081	24.3	
合 計	136,083	100.0	合 計	136,083	100.0	

沖繩県土地開発公社 (出資・補助金)

1 事業の概要

当公社は、公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として昭和47年12月1日に設立された。

平成28年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- (1) 土地造成・売却事業（豊見城市地先開発事業に係る基盤整備、管制した用地の売却処分）
- (2) あっせん等事業（沖繩県が施行する道路街路拡幅事業、施設建設等に必要な用地を取得）
- (3) 先行取得事業（内閣府が施行する小緑道路事業の先行取得）

2 財政的援助等の内容

県は、当公社に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 資本金の出資
資本金20,000,000円の全額を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成28年度における沖繩県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
地方職員共済組合団体共済部掛金及び事務費負担金	5,744,503	5,744,503	共済部掛金及び事務費
合 計	5,744,503	5,744,503	費県負担分

(単位：円)

3 収支状況について

平成28年度の補助事業に係る収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

入		出	
科 目	金 額	科 目	金 額
県負担金収入	5,745	団体掛金	5,409
		事務費	336
合 計	5,745	合 計	5,745
			94.2
			5.8
			100.0

(単位：千円、%)

3 財政状態について

平成28年度末の財政状態は、次のとおりである。

貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	16,381,114	57.6	流動負債	2,779,451	9.8
現金及び預金	7,842,973	27.6	未払金	30,469	0.1
未収金	62,215	0.2	短期借入金	2,740,692	9.7
公有用地	8,450,455	29.7	短期預り金	8,290	0.0
完成土地等	1,119	0.0	固定負債	5,880,690	20.7
その他の流動資産	24,352	0.1	長期借入金	5,677,725	20.0
固定資産	12,042,269	42.4	引当金	202,965	0.7
有形固定資産	922,405	3.3	負債合計	8,660,141	30.5
投資その他の資産	11,119,864	39.1	資本金	20,000	0.1
			基本財産	20,000	0.1
			準備金	19,743,242	69.4
			資本合計	19,763,242	69.5
資 産 合 計	28,423,383	100.0	負債及び資本合計	28,423,383	100.0

株式会社 T・K企画
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第48号）第3条の規定により、当社を指定管理者として平成23年度から金武湾港宇堅海浜公園の管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

金武湾港宇堅海浜公園の管理に関する協定書第14条第2項に基づいて当社が徴収した利用料金は、3,407,900円（駐車料金2,185,500円、シャワー料金1,222,400円）となっている。
また、平成28年度の海浜公園における自主事業収入は、16,336,633円となっている。

3 収支状況について

平成28年度の指定管理に係る収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比	
利用料金収入	3,408	17.3	人件費	7,851	41.6	
駐車料金	2,186	11.1	維持管理費	3,956	21.0	
シャワー料金	1,222	6.2	自主事業経費	7,046	37.4	
自主事業収入	16,337	82.7				
合 計	19,745	100.0	合 計	18,853	100.0	

美ら島・宜野湾港マリナー管理運営共同企業体
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第48号）第3条の規定により、当社を指定管理者として平成27年度から宜野湾港マリナーの管理を行わせている。
平成28年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- (1) 宜野湾港マリナー施設の維持管理
- (2) マリナー港内の清掃業務・巡視等業務
- (3) 有料駐車場の運営
- (4) マリナー給油所の運営

2 財政的援助等の内容

県が宜野湾港マリナーの管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当社共同企業体に対して交付した指定管理料は、61,020,000円となっている。

3 収支状況について

平成28年度の収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比	
指定管理業務収入	61,939	63.8	指定管理業務支出	63,725	73.3	
指定管理料収入	61,020		人件費	26,134		
維持修繕費	919		警備業務料	9,930		
			光熱水道費	8,654		
			その他の支出	19,007		
自主事業収入	35,140	36.2	自主事業支出	23,244	26.7	
上下架作業費等	3,224		燃料、物販等	14,525		
物販、自販機、レンタル コンテナ	13,047		その他の支出	8,719		
燃料販売 棚卸資産（燃料等）	17,588					
	1,281					
合 計	97,079	100.0	合 計	86,969	100.0	

**サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体
(公の施設の指定管理者)**

1 事業の概要

県は、沖縄県港湾管理条例第16条の規定により、当共同企業体を指定管理者として平成28年度から与那原マリーナの管理を行わせている。
平成28年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- (1) 与那原マリーナ施設の維持管理
- (2) マリーナ港内の清掃業務・巡視等業務
- (3) 有料駐車場運営
- (4) マリーナ給油所の運営

2 財政的援助等の内容

県が与那原マリーナの管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当共同企業体に対し交付した指定管理料は、40,000,000円となっている。

3 収支状況について

平成28年度の収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

科 目	入		支		出	
	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比	
指定管理業務収入	41,223	90.9	指定管理業務支出	39,946	94.1	
指定管理料収入	40,000		人件費	16,259		
維持修繕費	686		警備業務料	8,949		
その他	537		光熱水運費	2,183		
			その他の支出	12,555		
自主事業収入	4,121	9.1	自主事業支出	2,513	5.9	
上下架作業費等	38		燃料、物販等	1,843		
物販、自販機等	1,756		その他の支出	670		
燃料販売	639					
船舶管理、修理	248					
棚卸資産(燃料等)	1,440					
合 計	45,344	100.0	合 計	42,459	100.0	

**株式会社 クリード沖繩
(公の施設の指定管理者)**

1 事業の概要

県は、沖縄県港湾管理条例第16条第3号の規定により、当社を指定管理者として平成28年度から西原・与那原マリンパークの管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

西原・与那原マリンパークの管理に関する協定書第35条に基づいて当社が徴収した利用料金は、21,872,000円となっている。
また、平成28年度の西原・与那原マリンパークにおける自主事業収入は、118,485,000円となっている。

3 収支状況について

平成28年度の収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

科 目	入		支		出	
	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比	
指定管理料	0	0	人件費	40,374	30.0	
利用料金収入	21,872	15.6	事務費	3,129	2.3	
チャーター	(6,352)		管理費	21,535	16.0	
多目的広場	(3,395)		自主事業経費	69,749	51.7	
軽スボーツ広場	(197)					
照明設備	(651)					
パークゴルフ	(7,138)					
与那原町負担	(2,361)					
係留施設	(678)					
陸置場	(171)					
その他雑収入	(929)					
自主事業収入	118,485	84.4				
合 計	140,357	100.0	合 計	134,787	100.0	

沖繩都市モノレール株式会社 (出資・補助金・貸付金)

1 事業の概要

当社は、定時、定速性の確保ができる都市モノレールの導入を目指して、昭和57年9月に沖縄県と那覇市、その他23の民間企業の出資（第三セクター方式）により設立され、平成15年8月10日に那覇空港駅から首里駅の間12.9キロメートルで開業している。
平成28年度における1日あたりの総輸送人員は、4万7,463人で、前年度の1日あたり4万4,145人に比べて、7.5パーセント増加している。

2 財政的援助等の内容

県は、当社に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金の交付及び資金の貸付を行っている。

- (1) 資本金の出資
資本金8,189,600,000円のうち、2,932,200,000円、35.8パーセントを出資している。
- (2) 補助金の交付
平成28年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖繩都市モノレール事業補助金	1,701,716,000	590,146,000	モノレール延長部インフラ外検討調査等
都市モノレール多言語化事業補助金	325,000,000	292,500,000	情報案内を多言語対応するための整備費
合 計	2,026,716,000	882,646,000	

(単位：円)

(3) 貸付金の状況

平成28年度における貸付金の状況は、次のとおりである。

区 分	平成28年度		前年度末残高	年度末残高
	貸付金	償還金		
都市モノレール建設事業資金貸付金	0	160,000,000	5,083,000,000	4,923,000,000
都市モノレール事業資金貸付金	0	0	3,709,934,000	3,709,934,000
合 計	0	160,000,000	8,792,934,000	8,632,934,000

(単位：円)

3 収支状況について

平成28年度の補助事業に係る収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

科 目	入		支		出 金 額	構成比
	金 額	構成比	科 目	金 額		
県補助金収入	882,646	43.6	工事費、委託料、備品等	2,026,716		100.0
その他の収入	1,144,070	56.4				
合 計	2,026,716	100.0	合 計	2,026,716		100.0

4 財政状態について

平成28年度末の財政状態は、次のとおりである。

貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	金 額	構成比		金 額	構成比
流動資産	2,927,285	13.7	流動負債	3,019,239	14.1
現金預金	2,639,128	12.3	短期借入金	450,000	2.1
貯蔵品	185,244	0.9	未払金	427,816	2.0
その他の流動資産	102,909	0.5	その他の流動負債	2,141,420	10.0
固定資産	18,484,722	86.3	固定負債	23,981,561	112.0
有形固定資産	18,395,471	85.9	長期借入金	23,790,544	111.1
土地	5,107,385	23.9	その他の固定負債	191,017	0.9
建物	3,961,793	18.5	負債合計	27,000,800	126.1
構築物	17,826,619	83.3	株主資本	△5,588,792	△26.1
車両	6,894,960	32.2	資本金	7,883,450	36.8
その他有形固定資産	1,329,853	6.2	資本剰余金	306,150	1.4
資産	2,747,385	12.8	利益剰余金	△13,778,392	△64.3
建設仮勘定	△19,472,526	△91.0	純資産合計	△5,588,792	△26.1
減価償却累計額	22,544	0.1	負債及び純資産合計	21,412,007	100.0
無形固定資産	66,705	0.3			
投資その他の資産	21,412,007	100.0			
資 産 合 計	21,412,007	100.0	負債及び純資産合計	21,412,007	100.0

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

トラステック・ミズノ共同企業体 (公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

当共同企業体は、運営レベルを向上させることを目的に平成26年12月に株式会社トラステックと美津濃株式会社の2社で設立された。
 県は、沖縄県都市公園条例(昭和52年沖縄県条例第41号)第17条により、平成21年度から株式会社トラステックを、平成27年度から当共同企業体を指定管理者として沖縄県総合運動公園の管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

県が沖縄県総合運動公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当社に対し交付した指定管理料は、335,800,000円となっている。
 なお、平成28年度の当社の施設利用収入額は、84,981,785円となっている。

3 収支状況について

平成28年度の収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比	
指定管理料収入	335,800	78.9	人件費	147,789	35.0	
沖縄県総合運動公園 施設利用料収入	335,800	78.9	管理費	274,102	65.0	
沖縄県総合運動公園 その他の収入	84,982	19.9				
	4,963	1.2				
合 計	425,745	100.0	合 計	421,891	100.0	

沖縄県緑化種苗協同組合 (公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

当組合は、緑化生産業者の将来の発展と地域社会への貢献を図るため協同組合組織によって、互いに協働し、連携して経済活動することを目的に設立された。
 県は、沖縄県都市公園条例第17条の規定により、当組合を指定管理者として平成24年度から名護中央公園、浦添大公園及びパンナ公園、平成27年度から中城公園の管理を行わせている。
 平成28年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- (1) 名護中央公園の管理運営事業
- (2) 浦添大公園の管理運営事業
- (3) パンナ公園の管理運営事業
- (4) 中城公園の管理運営事業

2 財政的援助等の内容

県が各公園に係る年度協定書第4条第1項に基づいて当組合に対し交付した指定管理料は、名護中央公園23,500,000円、浦添大公園31,000,000円、パンナ公園44,500,000円、中城公園26,500,000円、合計で125,500,000円となっている。

なお、平成28年度の施設利用収入は、名護中央公園20,340円、浦添大公園78,650円、パンナ公園406,810円、中城公園43,600円、合計で549,400円となっている。

3 収支状況について

平成28年度の指定管理に係る収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比	
指定管理料収入	125,500	94.8	人件費	48,568	37.2	
名護中央公園	23,500	17.8	公園管理費等	81,892	62.8	
浦添大公園	31,000	23.4				
パンナ公園	44,500	33.6				
中城公園	26,500	20.0				
施設利用料収入	550	0.4				
名護中央公園	20	0.0				
浦添大公園	79	0.1				
パンナ公園	407	0.3				
中城公園	44	0.0				
その他の収入	6,348	4.8				
合 計	132,398	100.0	合 計	130,460	100.0	

沖繩県住宅供給公社 (出資・公の施設の指定管理者・貸付金)

1 事業の概要

当公社は、昭和41年に設立された「琉球土地住宅公社」を前身とし、昭和47年5月15日の復帰と同時に、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき公社に移行し、昭和47年8月10日に「沖繩県住宅供給公社」として発足している。

当公社は、これまで分譲住宅事業など居住環境の良好な住宅や宅地を供給する事業等を行ってきたが、昭和53年度から県営住宅の管理業務等の受託事業を中心として事業を実施している。

県は、沖繩県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖繩県条例第45号）第65条の規定により、当公社を指定管理者として平成18年度から県営住宅（本島北部、中部、南部地区）の管理を行わせている。

平成28年度に行なった主な事業は、次のとおりである。

- (1) 受託業務
 - ア 県営住宅管理業務
 - イ 教職員住宅管理業務
 - ウ 県職員住宅管理業務
 - エ 豊見城市政良住宅管理業務
 - オ 浦添市営住宅管理業務
 - カ 県営住宅建物明渡し強行業務
 - キ 高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進に係る付帯事務
 - ク 住まいの総合相談窓口業務
 - ケ 県営住宅家賃滞納対策相談業務
 - コ 県営住宅防音工事業務
- (2) 公社住宅等の管理
 - ア 賃貸住宅6団地527戸及び賃貸施設4団地の管理業務
- (3) 保有資産の処分事業
 - ア 賃貸施設売買契約の締結
 - イ 土地売買契約の締結
- (4) その他業務
 - ア 沖繩県居住支援協議会事務局

2 財政的援助等の内容

県は、当公社に対し次のとおり資本金を出資するとともに指定管理料の交付及び資金の貸付を行っている。

- (1) 資本金の出資

資本金1,014,887,500円的全額を出資している。	
------------------------------	--
- (2) 指定管理料の交付

県が下記の協定書第7条に基づいて当公社に対し交付した指定管理料は、1,453,454,000円である。

ア 沖繩県営住宅等の管理に関する基本協定書（北部地区）	76,551,000円
イ 沖繩県営住宅等の管理に関する基本協定書（中部A地区）	366,608,000円
ウ 沖繩県営住宅等の管理に関する基本協定書（中部B地区）	352,903,000円
エ 沖繩県営住宅等の管理に関する基本協定書（南部地区）	657,392,000円

- (3) 貸付金の状況

平成28年度における貸付金の状況は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	平成28年度		前年度末残高	年度末残高
	貸付金	償還金		
賃貸住宅建設資金	0	0	714,980,000	714,980,000

3 収支状況について

平成28年度の指定管理に係る収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

（単位：千円、%）

収 入	支 出		
	金 額	構 成 比	
科 目	科 目	金 額	構 成 比
指定管理料収入	業務管理費	205,673	14.4
北部地区	人件費	132,406	9.3
中部A地区	需用費	5,551	0.4
中部B地区	役員費	7,471	0.5
南部地区	使用貸借料	16,278	1.1
	管理人手当	25,698	1.8
	駐車場管理委託費	16,903	1.2
	その他の支出	1,366	0.1
	維持修繕費	1,221,820	85.6
合 計	合 計	1,427,493	100.0
		1,453,454	100.0

4 財政状態について

平成28年度末の財政状態は、次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	2,626,380	48.4	流動負債	458,365	8.4
現金預金	2,412,480	44.4	未払金	379,527	7.0
未収金	265,693	4.9	前受金	1,406	0.0
前払金	2,422	0.0	預り金	35,245	0.6
その他の流動資産	15,880	0.3	その他の流動負債	42,187	0.8
貸倒引当金	△70,095	△1.2	固定負債	1,224,616	22.6
固定資産	2,804,682	51.6	長期借入金	714,980	13.2
貸付事業資産	2,656,047	48.9	預り保証金	42,689	0.9
その他の事業資産	127,578	2.3	繰延建設補助金	248,138	4.5
その他の固定資産	51,257	0.9	引当金	218,809	4.0
貸倒引当金	△30,200	△0.5	負債合計	1,682,981	31.0
資 産 合 計	5,431,062	100.0	資本金	1,014,887	18.7
			剰余金	2,733,194	50.3
			負債及び資本合計	5,431,062	100.0

学校法人 KBC学園 (公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成22年度から沖縄県立糸満青少年の家の管理を行わせている。

平成28年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- (1) 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- (2) 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- (3) 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

2 財政的援助等の内容

県が沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、37,989,258円となっている。

なお、平成28年度の利用料金収入額は、7,661,070円となっている。

3 収支状況について

平成28年度の収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	支 出		
	金 額	構成比	
科 目	科 目	金 額	構成比
指定管理料収入	37,989	人件費	25,312
利用料金収入	7,661	光熱水費	6,867
その他の収入	4,693	その他の支出	15,759
合 計	50,343	合 計	47,938
			100.0
			100.0

特定非営利活動法人 ばんず (公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成24年度から沖縄県立宮古青少年の家の管理を行わせている。

平成28年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- (1) 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- (2) 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- (3) 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

2 財政的援助等の内容

県が沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、36,392,000円となっている。

なお、平成28年度の当法人の利用料金収入額は、1,040,930円となっている。

3 収支状況について

平成28年度の収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収		入		支		出	
		科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比
指定管理料収入	36,392	95.5	22,019	人件費	22,019	60.4	
利用料金収入	1,041	2.7	5,911	需用費	5,911	16.2	
その他の収入	683	1.8	3,665	委託料	3,665	10.1	
				その他の支出	4,835	13.3	
合 計	38,116	100.0	36,430	合 計	36,430	100.0	

特定非営利活動法人 八重山星の会 (公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成24年度から沖縄県立石垣青少年の家の管理を行わせている。

平成28年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- (1) 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- (2) 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- (3) 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

2 財政的援助等の内容

県が沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、34,819,000円となっている。

なお、平成28年度の当法人の利用料金収入額は、2,225,010円となっている。

3 収支状況について

平成28年度の収支状況は、次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収		入		支		出	
		科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比
指定管理料収入	34,819	92.0	20,714	人件費	20,714	60.3	
利用料金収入	2,225	5.9	6,070	需用費	6,070	17.7	
その他の収入	823	2.1	4,097	委託料	4,097	11.9	
				その他の支出	3,454	10.1	
合 計	37,867	100.0	34,335	合 計	34,335	100.0	

一般財団法人 沖縄マリンレジャーセイフティロープ
(出資)

1 事業の概要

当法人は、本県の海域及び内水域におけるスボーツ、レクリエーション等に伴う事故を防止するため海域レジャー環境の整備、海域レジャー提供者に対する安全対策の指導及び県民に対する安全意識の啓蒙活動を行うことにより、海域レジャーの健全な振興に寄与することを目的として、平成6年12月に設立され、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行した。

平成28年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- (1) ガイドダイバー及び水難救助員に対する安全対策講習（受託事業）の実施
- (2) 海域調査（受託事業）の実施
- (3) 安全対策情報提供事業
- (4) ショークケリングインストラクター及び水難救助員の育成
- (5) 安全対策優良事業者指定制度の普及・推進及び審査業務（受託事業）

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して48,904,000円を出資している。
平成28年度末の正味財産合計額は、36,014,595円である。

3 財政状態について

平成28年度末の財政状態は、次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	6,118	16.9	流動負債	204	0.5
現金預金	4,170	11.5	未払金	187	0.5
その他の流動資産	1,948	5.4	その他の流動負債	17	0.0
固定資産	30,130	83.1	固定負債	29	0.1
特定資産	29	0.1	退職給付引当金	29	0.1
その他の固定資産	30,101	83.0	負債合計	233	0.6
			正味財産	36,015	99.4
			指定正味財産	0	0.0
			一般正味財産	36,015	99.4
資 産 合 計	36,248	100.0	負債及び正味財産合計	36,248	100.0

公益財団法人 暴力団追放沖縄県民会議
(出資)

1 事業の概要

当法人は、暴力団による不当な行為を防止するため、県民総ぐるみの暴力団追放運動の中核機関として暴力団追放の諸事業を行うため、平成3年11月に設立された。

平成28年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- (1) 暴力団の不当行為の防止に関する広報啓発活動
- (2) 民間の暴力団排除活動の支援
- (3) 暴力団の不当行為等に関する相談活動
- (4) 暴力団からの離脱援助活動
- (5) 不当要求防止責任者講習
- (6) 暴力団対策等に係る調査研究

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対し基本財産に充当した正味財産589,334,500円のうち、468,985,500円、79.6パーセントを出資している。

3 財政状態について

平成28年度末の財政状態は、次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	6,273	1.0	流動負債	766	0.1
現金預金	5,860	1.0	未払金	520	0.1
その他の流動資産	413	0.0	預り金	246	0.0
固定資産	592,030	99.0	固定負債	2,421	0.4
基本財産	589,335	98.5	退職給付引当金	2,421	0.4
その他の固定資産	2,695	0.5	負債合計	3,187	0.5
			正味財産	595,116	99.5
			(うち基本財産)	(589,335)	(98.5)
資 産 合 計	598,303	100.0	負債及び正味財産合計	598,303	100.0

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成29年度行政監査の結果報告書

目 次

第 1 監査の概要

1	監査のテーマ 「出納事務等の執行体制について」	1
2	監査の目的 県における出納事務は、本庁では出納事務局会計課が行い、執行機関と会計課の二重チェック体制となっている。かいは、宮古・八重山事務所総務課の出納員が事務を行うか（※）を除き、執行機関の職員が出納員を兼務することになっている。 毎年実施される定期監査では、財務規則等の認識不足や管理職員等の確認漏れなどに起因する指摘・指導があり、監査委員としても内部統制体制の強化等を意見として述べているところである。 以上を踏まえ、出納事務局における出納事務の状況や本庁機関における出納員等への支援・指導を検証し、円滑かつ適正な出納事務の執行に資することを目的に、今回の行政監査を実施した。	2
3	出納事務局の状況 出納員・会計員の体制及び経験年数について	3
4	(1) 出納員・会計員の体制	5
5	(2) 出納員・会計員の通算経験年数	7
6	出納事務局の研修参加について	8
7	出納事務局の相談先について	10
8	出納事務局のマネージャール作成について	12
9	独自の取組について	13
10	今後有効と思われる方策について	15
11	本庁機関における出納員等への支援・指導等の状況	16
12	出納事務局への実地指導について	17
13	出納事務局の研修について	18
14	監査の結果に基づく所見	19
15	参考資料 平成29年度行政監査「出納事務等の執行体制について」調査票	20
16	1 出納事務局用質問票	22
17	2 出納事務局用回答票	25

第 1 監査の概要

1	監査のテーマ 「出納事務等の執行体制について」	1
2	監査の目的 県における出納事務は、本庁では出納事務局会計課が行い、執行機関と会計課の二重チェック体制となっている。かいは、宮古・八重山事務所総務課の出納員が事務を行うか（※）を除き、執行機関の職員が出納員を兼務することになっている。 毎年実施される定期監査では、財務規則等の認識不足や管理職員等の確認漏れなどに起因する指摘・指導があり、監査委員としても内部統制体制の強化等を意見として述べているところである。 以上を踏まえ、出納事務局における出納事務の状況や本庁機関における出納員等への支援・指導を検証し、円滑かつ適正な出納事務の執行に資することを目的に、今回の行政監査を実施した。	2
3	出納事務局の状況 出納員・会計員の体制及び経験年数について	3
4	(1) 出納員・会計員の体制	5
5	(2) 出納員・会計員の通算経験年数	7
6	出納事務局の研修参加について	8
7	出納事務局の相談先について	10
8	出納事務局のマネージャール作成について	12
9	独自の取組について	13
10	今後有効と思われる方策について	15
11	本庁機関における出納員等への支援・指導等の状況	16
12	出納事務局への実地指導について	17
13	出納事務局の研修について	18
14	監査の結果に基づく所見	19
15	参考資料 平成29年度行政監査「出納事務等の執行体制について」調査票	20
16	1 出納事務局用質問票	22
17	2 出納事務局用回答票	25

監査対象機関一覧 ※ は本庁機関

部局名	所属名	部局名	所属名
知事公室(1)	消防学校		森林資源研究センター 水産海洋技術センター 海洋深層水研究所 中央卸売市場 中央家畜保健衛生所 家畜衛生試験場 家畜改良センター 病害虫防除技術センター 中部農業改良普及センター 南部農業改良普及センター 農業大学校 中部農林土木事務所 南部農林土木事務所 南部林業事務所 栽培漁業センター
総務部 (10)	行政管理課 宮古事務所総務課 " 県税課 八重山事務所総務課 " 県税課 自治研修所 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 自動車税事務所		浦添職業能力開発校 具志川職業能力開発校 工業技術センター 工業振興センター 県立芸術大学 県立博物館・美術館
環境部(1)	動物愛護管理センター	商工労働部 (4)	文化観光スポーツ部 (2)
子ども生活福祉部 (10)	北部福祉事務所 中部福祉事務所 南部福祉事務所 女性相談所 若夏学院 中央児童相談所 コザ児童相談所 身体障害者更生相談所 計量検定所 平和記念資料館	土木建築部 (5)	県立病院 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 八重山病院 精和病院
保健医療部 (8)	北部保健所 中部保健所 南部保健所 看護大学 衛生環境研究所 総合精神保健福祉センター 中央食肉衛生検査所 北部食肉衛生検査所	病院事業局 (7)	警察本部 (16)
農林水産部 (23)	北部農林水産振興センター センタースタッフ 農業改良普及課 家畜保健衛生課 森林整備保全課 農業水産整備課 農業研究センター 農業研究センター名護支所 畜産研究センター		会社課 那覇警察署 豊見城警察署 糸満警察署 与那原警察署

部局名	所属名	部局名	所属名
教育庁 (92)	浦添警察署 宜野湾警察署 沖繩警察署 新手指納警察署 うるま警察署 石川警察署 名護警察署 本部警察署 宮古島警察署 八重山警察署 警察学校 総務課 国頭教育事務所 中頭教育事務所 那覇教育事務所 島尻教育事務所 宮古教育事務所 八重山教育事務所 総合教育センター 県立図書館 埋蔵文化センター 離島児童生徒支援センター 県立高等学校 辺土名高等学校 北山高等学校 本部高等学校 名護高等学校 宜野湾高等学校 石川高等学校 前原高等学校 読谷高等学校 コザ高等学校 普天間高等学校 浦添高等学校 首里高等学校 那覇高等学校 真和志高等学校 小緑高等学校 豊見城高等学校 知念高等学校 糸満高等学校 西原高等学校 北谷高等学校 南風原高等学校 美里高等学校		陽明高等学校 与勝高等学校 宜野湾高等学校 豊見城南高等学校 具志川高等学校 北中城高等学校 嘉手納高等学校 首里東高等学校 那覇西高等学校 那覇国際高等学校 北部農林高等学校 中部農林高等学校 南部農林高等学校 美来工科高等学校 美里工業高等学校 那覇工業高等学校 沖繩工業高等学校 南部工業高等学校 浦添工業高等学校 中部商業高等学校 那覇商業高等学校 南部商業高等学校 浦添商業高等学校 具志川商業高等学校 沖繩水産高等学校 開邦高等学校 球陽高等学校 向陽高等学校 久米島高等学校 宮古高等学校 宮古工業高等学校 伊良部高等学校 八重山高等学校 八重山農林高等学校 八重山商工高等学校 名護商工高等学校 宮古総合実業高等学校 泊高等学校 特別支援学校 沖繩盲学校 沖繩ろう学校 美咲特別支援学校 美咲特別支援学校はなさき分校 大平特別支援学校 那覇特別支援学校

部局名	所属名	部局名	所属名
	鏡が丘特別支援学校 鏡が丘特別支援学校浦添 分校 名護特別支援学校 宮古特別支援学校 島尻特別支援学校 八重山特別支援学校 森川特別支援学校 泡瀬特別支援学校 秘密特別支援学校 西崎特別支援学校 沖縄高等特別支援学校 やえせ高等支援学校 中部農林高等支援学校 南風原高等支援学校 陽明高等支援学校	出納事務局 (1)	会計課
合計 180機関 (うち本庁機関 5 課)			

第2 出先機関における出納事務の状況

出先機関及び県立病院に回答を求めたところ、その結果は次のとおりであった。

- 1 出納員・会計員の人員体制及び経験年数について
 - (1) 出納員・会計員の人員体制
 - ア 職員数 (定数) に対する出納員・会計員の割合

職員数に対する出納員・会計員の割合は、全体では5.7パーセント (693.5人) となっており、任命権者別で最も多いのは知事事務局の11.9パーセント (204.5人)、最も少ないのは病院事務局の0.9パーセント (25人) であった。
 - イ 出納員・会計員の職級別人数の割合

出納員・会計員の職級別人数の割合で最も多い職級は、知事事務局では主査級が40.3パーセント (82.5人)、病院事務局では主任級が48.0パーセント (12人)、警察本部では主任級が28.1パーセント (18人)、教育庁では主査級が32.0パーセント (128人) であった。

最も少ない職級は、知事事務局では主事級が8.3パーセント (17人)、病院事務局では主事級が4.0パーセント (1人)、警察本部では主査級及び班長級以上がそれぞれ23.4パーセント (各15人)、教育庁では班長級以上が18.0パーセント (72人) であった。

表1 出納員・会計員の人数、割合 (単位: 人、%)

項目 任命権者	出先 機関数 (定数)	職員数 (定数) 人 (a)	人数・割合									
			合計		主事級		主任級		主査級		班長級 以上	
			人 (b)	割合 (%) (b/a)	人 (c)	割合 (%) (c/a)	人 (d)	割合 (%) (d/a)	人 (e)	割合 (%) (e/a)	人 (f)	割合 (%) (f/a)
知事事務局	63	1,725	204.5	11.9%	17	8.3%	36	17.6%	82.5	40.3%	60	33.7%
病院事務局	6	2,657	25	0.9%	1	4.0%	12	48.0%	4	16.0%	8	32.0%
警察本部	15	1,900	64	3.4%	16	25.0%	18	28.1%	15	23.4%	15	23.4%
教育庁	91	5,866	400	6.8%	89	22.3%	111	27.8%	128	32.0%	72	18.0%
合計	175	12,148	693.5	5.7%	123	17.7%	177	25.5%	229.5	33.1%	164	23.6%

(注) 再任用短時間勤務職員が会計員に配置されている機関があるため、人数が小数点で表されているところもある。

図1-1 職員数に対する出納員・会計員等の割合

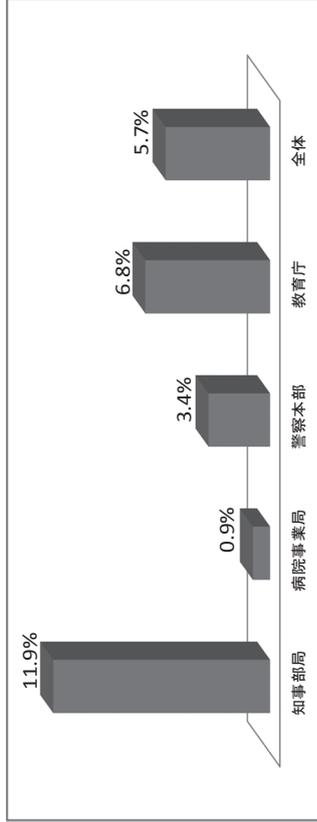
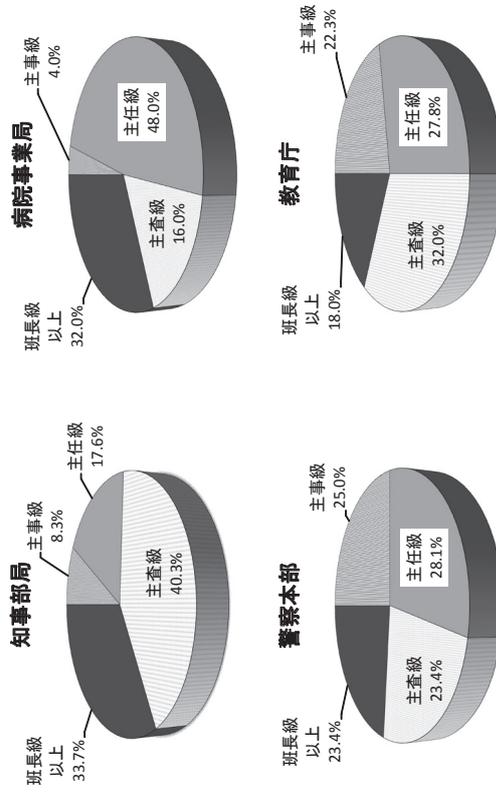


図1-2 出納員・会計員等の職級別人数の割合



(2) 出納員・会計員の通算経験年数

出納員・会計員の通算経験年数(※)は、教育庁を除き、1年以上4年未満の者の割合が多く、知事部局では46.2パーセント(94.5人)、病院事業局では60.0パーセント(15人)、警察本部では37.5パーセント(24人)であった。

教育庁は、6年以上の者が71.3パーセント(285人)となっており、他の任命権者に比べ、経験年数が長い者が多い。その理由は、学校を中心に異動する学校事務職員が配属されているためと考えられる。

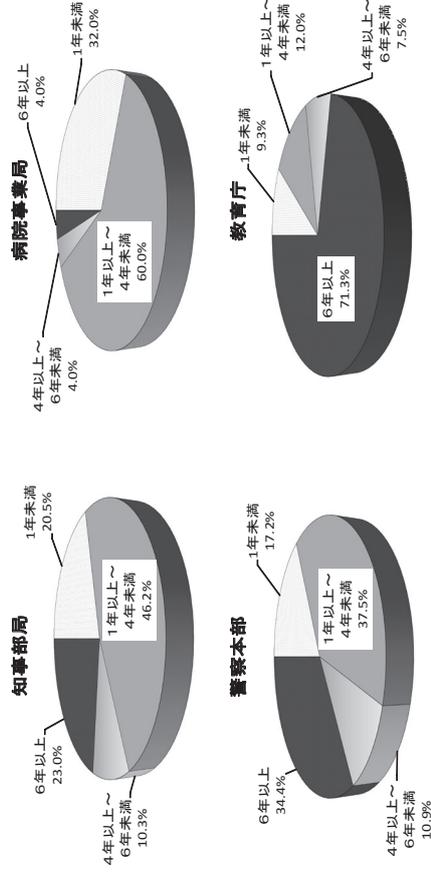
病院事業局では、4年未満の者が全体の9割を超えており、出納事務の経験が浅い職員が多いが、毎年度の定期監査においても、基本的な事務で不適切な処理が多く確認されており、これも一因であることが考えられる。

(※) 採用されてから現在までに、出納員又は会計員に従事した経験年数をいう。

表2 出納員・会計員の通算経験年数(単位:人、%)

項目	出先機関数	職員数(定数)	出納事務の通算経験年数(人数)							
			1年未満	1年以上~4年未満	4年以上~6年未満	6年以上	合計			
任命権者			人(a)	割合(c)	人(b)	割合(d)	人(e)	割合(f)	人(f)	割合(g)
知事部局	63	1,725	204.5	11.9%	42	20.5%	94.5	46.2%	21	10.3%
病院事業局	6	2,657	8	32.0%	15	60.0%	1	4.0%	1	4.0%
警察本部	15	1,900	64	3.4%	11	17.2%	24	37.5%	7	10.9%
教育庁	91	5,866	400	6.8%	37	9.3%	48	12.0%	30	7.5%
合計	175	12,148	693.5	5.7%	96	14.1%	181.5	26.2%	59	8.5%

図2 出納員・会計員の通算経験年数別人数の割合



2 出納事務関連の研修参加について

出納事務関連研修の参加状況について調査したところ、全体の79.2パーセント(549人)が研修に参加しており、20.8パーセント(144.5人)が研修に参加していないかった。

任命権者別では、病院事業局が他の任命権者と異なり、研修に参加できていない者の割合が多い特徴がある。

(1) 知事部局

「ア 出納事務局会計課主催の出納事務研修」に参加している者の割合が94.8パーセント(145人)と最も多く、次に「イ 会計課以外の本庁主管課以外の出納事務研修」に参加している者が18.3パーセント(28人)であった。

(2) 病院事業局

病院事業局は、「ア 出納事務局会計課主催の出納事務研修」の対象外とされていることもあり、「イ 会計課以外の本庁主管課(県立病院課)による出納事務研修」に参加している者の割合が77.8パーセント(7人)と最も多く、次に「ウ その他」が22.2パーセント(2人)となっており、その内容は病院内の研修会であった。

また、参加していない理由で、「ア 出納事務職員が不在中、対応できる者がおらず、業務が滞るため、研修に参加することができない」と回答した者の割合が50.0パーセント(8人)と、他の任命権者に比べ高く、病院事業局の出納事務担当者が、研修会に参加しづらい状況にあることが懸念される。

(3) 警察本部

「イ 会計課以外の本庁主管課主催(警察本部会計課)の出納事務研修」に参加している者の割合が83.6パーセント(46人)と最も多く、次に「ア 会計課主催の出納事務研修」に参加している者が49.1パーセント(27人)であった。

(4) 教育庁

「ア 会計課主催の出納事務研修」に参加している者の割合が71.4パーセント(237人)と最も多く、次に「イ 会計課以外の本庁主管課主催(教育庁学校人事課等)の出納事務研修」に参加している者が41.3パーセント(137人)であった。「ウ その他」は、県立学校事務職員協会・県立学校事務長会(※)主催の出納事務研修であり、参加している者が31.3パーセント(104人)であった。

た。

(※) 県立学校事務職員協会・県立学校事務長会
 県立学校事務職員協会は、学校事務職員で構成する任意団体で、本島や離島に支部がある。当該協会では、様々な業務に関する研修会を開催しているほか、専用のポータルサイトを設け、事務に関する情報や当該協会が独自に作成したマニュアル等を提供している。

なお、県立学校事務長会は、各学校の事務長で構成する任意団体となっている。

表3 出納事務研修の参加状況(単位:人、%)

項目	出生機関数	職員数(定数)		合計		参加している者の人数		参加していない者の人数	
		人(a)	割合(b/a)	人(b)	割合(b/a)	人(c)	割合(c/b)	人(d)	割合(d/b)
任命権者									
知事部局	63	1,725	11.9%	204.5	11.9%	153	74.8%	51.5	25.2%
病院事業局	6	2,657	0.9%	25	0.9%	9	36.0%	16	64.0%
警察本部	15	1,900	3.4%	64	3.4%	55	85.9%	9	14.1%
教育庁	91	5,866	6.8%	400	6.8%	332	83.0%	68	17.0%
合計	175	12,148	5.7%	693.5	5.7%	549	79.2%	144.5	20.8%

表4 出納事務研修に参加している理由(単位:人、%)

項目	参加している者の人数		参加している(複数回答可)以外の本庁主管課以外の出納事務研修		その他の	
	人(a)	割合(a/b)	人(b)	割合(b/a)	人(c)	割合(c/a)
任命権者						
知事部局	153	74.8%	145	94.8%	28	18.3%
病院事業局	9	36.0%	1	11.1%	7	77.8%
警察本部	55	85.9%	27	49.1%	46	83.6%
教育庁	332	83.0%	237	71.4%	137	41.3%
合計	549	79.2%	410	74.7%	218	39.7%
					106	19.3%

表5 出納事務研修に参加していない理由(単位:人、%)

項目	参加していない者の人数		参加していない理由(複数回答可)		「ア 会計課以外の出納事務職員が不在中、対応できる者がおらず、業務が滞るため、研修に参加することができない。」		「ウ アイ以外の理由で参加できない又は必要がなかった。」	
	人(a)	割合(a/b)	人(b)	割合(b/a)	人(c)	割合(c/a)	人(d)	割合(d/a)
任命権者								
知事部局	51.5	25.2%	12.5	24.3%	7	13.6%	32	62.1%
病院事業局	16	64.0%	8	50.0%	0	0.0%	8	50.0%
警察本部	9	14.1%	3	33.3%	1	11.1%	5	55.6%
教育庁	68	17.0%	9	13.3%	6	8.8%	53	77.9%
合計	144.5	20.8%	32.5	22.5%	14	9.7%	98	67.8%

3 出納事務の相談先について

出納事務で疑問が生じたときの相談先について調査（複数回答）したところ、「ア 所属機関内の職員」と回答したところが146機関と最も多く、次に「エ 出納事務局会計課職員」と回答したところが144機関、「イ 所属部の主管課職員」と回答したところが135機関であった。

全体的には、所属機関内や出納事務局会計課以外にも相談先があり、出納事務担当者個人の人脉も活用しているが、病院事務局では局外には相談していないという特徴がある。

(1) 知事部局

「エ 出納事務局会計課職員」と回答したところが57機関と最も多く、次に「ア 所属機関内の職員」と回答したところが45機関、「イ 所属部の主管課職員」と回答したところが43機関であった。

また、「オ ア～エ以外に相談している」と回答したところが14機関あり、その内容は、元同僚や元上司、所属部局以外の出先機関職員等であった。

(2) 病院事業局

「ア 所属機関内の職員」と「イ 所属部の主管課職員」が各6機関と最も多く、次に「ウ 所属部内で主管課以外の職員」と回答したところが3機関であった。

なお、病院事務局以外へ相談する機関はなかった。

(3) 警察本部

「イ 所属部の主管課職員」と回答したところが11機関と最も多く、次に「ア 所属機関内の職員」と回答したところが4機関であった。

また、「オ ア～エ以外に相談している」と回答したところが1機関あり、その内容は、元同僚の知事部局職員であった。

(4) 教育庁

「ア 所属機関内の職員」と回答したところが84機関と最も多く、次に「エ 出納事務局会計課職員」と回答したところが83機関、「イ 所属部の主管課職員」と回答したところが72機関であった。

また、「オ ア～エ以外に相談している」と回答したところが18機関あり、その内容は、前任者や他校にいる先輩や元同僚、元上司であり、市町村

役場の職員と回答したところもあった。

表 6 出納事務の相談先（出先機関毎の回答。複数回答）

項目 任命権者	出先 機関数	職員数 (定数)		ア所属機 関内の職 員	イ所属部 の主管課 職員	ウ所属部 内で主管 課以外の 職員	エ出納事 務局会計 課職員	オア～エ 以外に相 談している	オア～エ 外相談 していない
		人 (a)	割合 (b/a)						
知事部局	63	1,725	204.5%	45	11.9%	43	26	57	14
病院事業局	6	2,657	25%	6	0.9%	3	3	0	0
警察本部	15	1,900	64%	11	3.4%	14	6	4	1
教育庁	91	5,866	400%	84	6.8%	72	26	83	18
合計	175	12,148	693.5%	146	5.7%	135	61	144	33

4 出納事務関連のマニュアル作成について

会計課発行「会計事務の手引き」以外に、独自で出納事務関連のマニュアルを作成しているか調査したところ、その結果は次のとおりであった。

(1) 知事部局

部として独自にマニュアルを作成しているところはなかったが、出納事務関連の資料を作成しているか調査したところ、独自に出納事務チェックリスト等を作成している部が一部あった。

(2) 病院事業局

病院事業局独自のマニュアルは作成しておらず、担当者の引継書をマニュアルとして使っていると回答した病院が多かった。

(3) 警察本部

警察本部で独自にマニュアルを作成しており、初めて出納事務を行う者を想定し、決裁ルートや予算執行向・旅行命令簿の記入例等を掲載していた。毎年実施している事務指導では、文書の表現や誤字・脱字も指導するため、標準的な予算執行向の記入例等をマニュアルに掲載しているとのことであった。

(4) 教育庁

独自で出納事務関連のマニュアルを作成していなかったが、旅費事務や私費会計事務等の手引きを作成しており、また学校事務職員協会において、出納事務に関する資料等を作成していた。

5 独自の取組について

研修への参加や出納事務についての相談、出納事務関連マニュアルの作成以外に独自の取組があるか調査したところ、その結果は次のとおりであった。

知事部局では、部の方針として独自の取組を行っているところがあり、その主な理由は、毎年度定期監査において不適切な事務処理が指摘されたこと等から、これらを改善するために出先機関に対しても行っているとのことであった。出先機関からの回答では、会計員の配置換えをしているという意見が目立ったが、出先機関の中には会計員が1人というところもあり、全ての出先機関が行えるものではない。

また、出先機関ができる取組には限りがあり、本庁が総括的に実施する取組の方が、より効果があるものと考えられる。

(1) 知事部局

(1)-1 各部の取組内容

項目	①予算経理担当者会議の開催	②部内職員向け出納事務説明会の開催	③部内出納事務研修の開催	④本庁職員による事務点検・検査・新部署・機関相互による事務点検	⑤出納事務員に巡回資料作成・配布（事務点検表、チェックリスト、過去の指摘事項事例集等）	⑥各機関へ巡回（定期監査・指摘事項）
知事公室						
総務部						
環境部						
子ども生活福祉部						
保健医療部						
農林水産部						
農工労働部						
文化観光スポーツ部						
土木建築部						

(1)-2 知事部局出先機関の主な取組内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度、会計員を配置換えする (理由) ① 内部統制機能を働かせるため ② 組織内に出入納事務経験者を必ず1人残すため ・ 同じ部局の出先機関会計員による意見交換会開催 ・ 出入納事務と執行事務を分け、同一人物が2つの事務を行わないようにする ・ 出先機関内で出納事務研修会を開催している ・ 転入者オリエンテーションで、会計事務の概要を説明している ・ 出納員が支払確認記録簿を作成し、支払確認漏れがないようにしている ・ 現金の取扱いについて、注意喚起を促している ・ 出入納事務に関する小さな疑問でも、組織内で情報共有している

(2) 病院事業局

病院事業局出先機関の主な取組内容

- ・ 3年目職員の配置換えを行う（前任者を近くに配置）
- ・ 毎年度、会計員を配置換えする
（理由）組織内に出納事務経験者を必ず1人残すため

(3) 警察本部

警察本部出先機関の主な取組内容

- ・ 年度に関わらず、会計員を配置換えする
（理由）組織内に出納事務経験者を必ず1人残すため

(4) 教育庁

教育庁出先機関の主な取組内容

- ・ 毎年度（又は2年毎に）会計員を配置換えする
（理由）組織内に出納事務経験者を必ず1人残すため
- ・ 出納事務の経験が長い者を、指導に当たらせる

6 今後有効と思われる方策について

初めて出納事務に携わる者でも、円滑かつ適正な出納事務を遂行するにはどのような方策が必要か調査（複数回答）したところ、その結果は次のとおりであった。

全体的には「ア 出納事務相談窓口の設置」が123件と最も多く、次に「ウ わかりやすいマニュアルの作成又は現行マニュアルの改訂」が115件となっている。

「エ その他」では、財務会計システムに掲載されているQ&Aの更新や会計課に寄せられた相談事例に関する意見が目立ったため、同システムの管理を所管する出納事務局会計課へ確認したところ、「よくある質問」は必要に応じて更新しているが、質問は人事課や物品管理課等、他課が所管する内容も多く、また国庫補助金の執行等、当課が所管する事務とは関係のない質問もあり、掲載する質問は各所管課と協議し、掲載すべき内容が検証する必要があるとのことであった。

出先機関では、事務執行で疑問が生じたときに、どこに相談すればいいかわからず、出納事務局会計課に問い合わせている者が多いのではないかと推測される。

なお、同システムを確認したところ、事務処理に必要な財務関連の通知のほとんどが平成8年度以前のもので古く、同システムの関係課（出納事務局会計課及び物品管理課、人事課、財政課並びに管財課）が配信する情報も、一部しか掲載されていないかった。

また、関係課の中には、ポータルサイトにおいて最新の情報を掲載していない課もあり、必要な情報を探すのが難しい状態であることから、出納事務担当者の大きな負担となっていることが懸念される。

表7 今後有効と思われる方策について（複数回答。単位：件）

項目 任命権者	出先 機関数	職員数 (定数)	合計		ア 事務相談窓口 の設置	イ 所属部 独自の出納 事務担当者 会議の開催	ウ わかり やすいマ ニュアル作 成又は現行 マニュアル の改訂	エ その他	オ 特にな し
			人 (a)	割合 (b/a)					
知事部局	63	1,725	204.5	11.9%	40	17	38	21	2
病院事業局	6	2,657	25	0.9%	4	5	6	2	0
警察本部	15	1,900	64	3.4%	12	3	7	3	1
教育庁	91	5,866	400	6.8%	67	38	64	17	4
合計	175	12,148	693.5	5.7%	123	63	115	43	7

(1) 知事部局

「エ その他」の意見

- ・財務会計問答集等の改訂
- ・財務会計システムに掲載されているQ&A等の更新
- ・コーラル掲示板等に、相談事例等を検索しやすい形式で掲載する
- ・財務会計に用いる用語や通知の取扱いについての解説
- ・出納事務局会計課主催研修の内容充実
- ・新採用研修に出納事務の講義も取り入れる
- ・他部局機関相互で事務点検
- ・宮古・八重山事務所と同様に、北・中・南部にも出先機関の出納事務担当者を設置する

(2) 病院事業局

「エ その他」の意見

- ・チェックしやすい体制づくり
- ・出納事務担当者や管理職について、出納事務講習の受講義務化

(3) 警察本部

「エ その他」の意見

- ・新任にわかりやすいマニュアル作成
- ・中堅以降は、根拠法令を学び理解を深めさせる

(4) 教育庁

「エ その他」の意見

- ・Q&Aや事例集等を、コーラル掲示板等へ検索しやすい形式で掲載する
- ・採用年度毎に出納事務研修参加の義務づけ
- ・本庁各機関、教育委員会又は県立学校事務職員協会主催の研修会へ積極的に参加する
- ・出納事務研修の充実
- ・教育庁内で、相互のサポート体制を構築
- ・出納事務局会計課が平成29年度から始めた「会計課だより」は、わかりやすく参考になる

第3 本庁機関における出納員等への指導・支援等の状況

1 出先機関への実地指導について

出先機関に対する実地指導について調査したところ、その結果は次のとおりであった。

(1) 知事部局

出納事務局会計課において、毎年度5月～1月に実地指導を行っており、同課職員を直接知事部局・警察本部・教育庁の各出先機関へ派遣している。

訪問件数については、平成28年度までは1日2機関としていたが、平成29年度からはできる限り1日1機関とし、指導内容を充実強化しているとのことである。(年間の訪問件数は、平成28年度と同様。)

実地指導の内容は、通帳・印鑑、公印の管理状況や支出調書等を確認しており、改善を要する事項があれば措置状況の報告も行わせている。

なお、実地指導をきっかけに同課職員へ相談しやすくなり、知事部局のほか、警察署や学校からの相談件数が増加していることから、同課が出先機関の相談窓口を担っている状況であった。

(2) 病院事業局

病院事業局県立病院課のマンパワーが不足しているため、実地指導は行っていないが、電話相談に随時応じているとのことであった。

(3) 警察本部

警察本部会計課において、毎年度6～8月に実地指導を行っており、改善を要する事項があれば、10月～12月に再度監査を行い、改善されているか確認している。

出納事務局会計課においても、各警察署等に対し実地指導を行っており、担当者が気づかなかった問題点を見つけて指導しているとのことであった。

(4) 教育庁

教育庁においては、本庁所管課(学校人事課・教育支援課)による実地点検や指導、学校・教育事務所等における財務会計事務の相互点検を実施している。また、平成29年度は、定期監査で指摘等があった学校に対し、早急に改善を促すよう指導を強化している。

出納事務局会計課においても、各学校・教育事務所等に対し実地指導を行っており、担当者が気づかなかった問題点を見つけ細かく指導しているとのことであった。

2 出納事務関連の研修について

本庁機関5課に対して出納事務関連研修の実施状況を調査したところ、その結果は次のとおりとなった。
また、教育庁においては、学校事務職員協会が下表以外に出納事務関連の研修を実施している。

表8 本庁機関5課の出納事務関連研修

課名	研修の名称	内容	対象者	実施時期
出納事務局会計課	①新採用職員研修(自治研修所主催) ②出納員(新任)研修 ③出納員(継続)研修 ④会計事務研修 ⑤かいの会計事務研修	①会計事務等 ②③出納員の職責等 ④会計事務に携わる職員 ⑤年度末・新年度の事務処理等	①新採用職員 ②新任出納員 ③継続出納員 ④会計事務に携わる職員 ⑤かいの会計職員	①4月下旬 ②6月下旬 ③10月中旬 ④8月下旬 ⑤2月下旬
行政管理課	リスクマネジメント研修	リスク管理の必要性のほか、個々の案件毎(①個人情報情報の漏洩、②不適切な財務執行、③不適切なコミュニケーション、④不適切な接遇・クレーム対応、⑤公益章章服)に映像による解説を含めた研修を実施 ※ 〃は出納事務関連	管理者(課長、班長級)	平成29年1月11日～14日(計8回)
県立病院課	会計事務研修	病院事業会計予算、監査指摘事項、支出事務のチャックポイント、予算執行の事例等	各病院の会計事務に携わる事務職員	10月下旬～11月上旬
警察本部会計課	①新任会計事務担当者研修 ②会計事務担当者会議 ③会計事務担当者研修会 ④新任出納員研修会	①会計事務全般(予算・監査・旅費・財産・契約・物品管理)について研修を実施 ②不正経理の防止・制度の改正点・各種監査の結果等について教養を実施 ③事務処理能力向上のため実務に即した項目(旅費・契約・物品管理)に重点を置いて教養を実施 ④出納員の職責等	①新任の会計事務担当者 ②全所属の会計事務担当者 ③全所属の会計事務担当者 ④かいの新任出納員	①年1回4月 ②年1回4月 ③年1回6～9月 ④年1回3月
教育庁総務課	①県立学校事務局長研修会(学校人事課主催) ②県立学校事務職員等研修会(学校人事課主催) ③離島地区執行体制強化研修(総務課主催) ④新規採用職員研修(総務課主催) ⑤新規採用職員研修(学校人事課主催)	①学校運営に関する説明 ②研修内容・学校運営に関する説明 ③給与等及び支出事務に関する講義並びに演習、本島校における実地研修 ④予算、支出事務、その他 ⑤予算、歳出、備品、その他	①県立学校長 ②県立学校事務職員 ③離島地区県立学校事務職員 ④新規採用職員等 ⑤新規採用学校事務職員	①5月 ②8月 ③6月、9月 ④4月 ⑤4月、8月

第4 監査の結果に基づく所見

これまでの監査結果を踏まえ、次のとおり監査委員としての所見を述べることとする。

1 知事部局

「出納事務の相談先」に関する調査結果では、出納事務局会計課をあげる回答が最も多かった。

出納事務局会計課では出先機関に対する実地指導を強化した結果、以前よりも「相談しやすい」状況が生じているものと同課の分析であったが、これを裏付けるものと考えられる。

については、出納事務局会計課においては、引き続き相談機能の充実を図り、出先機関等における出納事務の適正化を支援していただきたい。

また、「今後有効と思われる方策」の調査では、出納事務局会計課に寄せられる問合せは物品管理課や人事課等、複数の課に及ぶが、ワンストップサービスで相談に応じる体制ではなく、財務会計システムから配信される情報が最新ではない上、集約化されていないことがわかった。

これは、出納事務局会計課以外の課に問い合わせる場合は、部の主管課を紹介しなければならぬことや、相談に応じる体制が十分でないことなどから、日頃から相談に応じている出納事務局会計課に、あらゆる事務処理に関する相談が集中しているものと推測される。

しかし、同システムに必要な情報が掲載されていれば、出納事務担当者は問い合わせる必要はなく、円滑に事務処理を行うことができる。同システムの関係課(出納事務局会計課及び物品管理課、人事課、財政課並びに管財課)は、事務処理に必要な情報を集約化し、出先機関に提供する仕組みを構築する必要がある。

また「わかりやすいマニュアルの策定又は現行マニュアルの改訂」を要望する出先機関が多かったことから、出納事務が初めての者でもわかりやすいマニュアル等を作成する必要がある。

については、同システムの関係課は連携して、同システムに掲載されている財務関連の通知や規程、よくある質問を掲載する等、情報を集約化する体制づくりに努めるとともに、出納事務が初めての者でもわかりやすいマニュアル等の作成や、同システムに掲載できない情報を効率よく各課のポータルサイトに誘導するなど、出納事務担当者への情報配信を適宜適切に行っていただきたい。

「出納事務の相談先」の調査では、出納事務局会計課の次に、所属部の主管課とした出先機関が多かった。

については、主管課や出先機関の所管課は、出先機関の出納事務改善に向けた取組について今後とも充実していくとともに、取組を行っていない部は、事務点検や研修、連絡会議の開催等の先行事例も参考にした上で、早急の実施に向けて取り組んでいただきたい。

2 病院事業局

病院事業局は、出納員・会計員の経験年数が短い者の人数の割合が、他の任命権者に比べ極めて多く、事務専門職員を採用している警察本部や教育庁のように、出納事務の知識・ノウハウが蓄積されていない状況にある。

毎年度の定期監査においても、予算執行向がさがされていない支出や支払遅延、検査調査の未作成等、基本的な事務において不適切な事務処理が多く確認され、依然として指摘件数が多い。

「出納事務関連の研修参加について」の調査では、参加していない理由に「出納事務担当者が不在中、対応できるものがおらず、参加できない」と回答した者の割合が他の任命権者に比べ多く、また「出納事務の相談先」についての調査でも、病院事業局以外の相談先がない状況が見られた。

一方、病院を支援・指導する立場である県立病院課においても、マンパワーが不足していると回答したことから、人員体制を見直し、出納事務の改善に向けた取組を実施する必要があると考える。

「今後有効と思われる方策」の調査で、「わかりやすいマニュアル作成又は現行マニュアルの改訂」「所属部独自の出納事務担当者会議の開催」「出納事務相談窓口の設置」「チェックしやすい体制づくり」「出納事務担当者や管理者について、出納事務講習の受講義務化」と様々な意見が上げられているが、病院事業局では、研修の開催以外の取組がなされていないことから、事務指導の実施やマニュアル等の作成、管理監督者に対する階層別研修を実施するなど、病院の出納事務改善に向けた取組を実施する必要がある。

については、出納事務の人員体制を検証し、出納事務の改善に向けた抜本的かつ効果的な方策を組織として検討していただきたい。

3 警察本部

警察本部については、事務指導や研修実施等、出先機関に対する支援・指導が適宜行われていることが確認できた。

警察本部会計課においては、出納事務の相談窓口を設置するとともに、毎年度事務指導を実施し、予算執行向の記載事項も細かく確認するなど、出納事務の改善に向けた取組がなされていることから、他の任命権者に比べ、指摘件数が少ない状況にある。

については引き続き、円滑かつ適正な出納事務を遂行するために、支援・指導に努めていただきたい。

4 教育庁

教育庁については、事務指導や研修実施等、出先機関に対する支援・指導が行われていることが確認できた。また、出先機関のチェック体制を強化するため、出先機関が相互に財務会計事務点検を実施するなどの取組が行われている。

しかし、「今後有効と思われる方策」の調査で、「出納事務相談窓口の設置」や「わかりやすいマニュアル作成又は現行マニュアルの改訂」とする意見が多くあり、その他の意見においても研修を重視していることから、これまでの事務指導のあり方や相談対応、研修内容、出納事務関連資料等を検証し、更なる充実強化に努める必要がある。

については、本庁関係係課等が連携し、更なる支援・指導に努めていただきたい。

平成29年度行政監査「出納事務等の執行体制について」

出先機関用質問票

回答は、様式 1-2 平成29年度行政監査「出納事務等の執行体制について」出先機関用回答票（エクセル様式）にご記入下さい。なお、回答票には、平成29年7月1日時点（※職員を除く）についてご記入下さい。

- ① 出先機関
所属している機関名をご記入下さい。
- ② 担当者
担当者の所属班、職名及び氏名、連絡先（IP番号若しくは電話番号）をご記入下さい。
連絡先について、下の例のとおりに半角で入力して下さい。
（例）IP 電話があるところ：IP1234
IP 電話がないところ：866-1234、0980-866-5678
- ③ 職員
平成29年4月1日現在の職員数（職員定数を除く）、再任用、臨任、非常勤等を入力して下さい。
- ④ 職員のうち出納員、会計員の人員
それぞれの職名に該当する職員の人数を入力して下さい。
※ 病院事業局、警察本部、教育庁の出先機関については、主管課で出先機関の実情に合わせ、回答票の職名を修正した上で、出先機関に照会して下さい。
- ⑤ 出納事務の通算経歴年数
出納員・会計員が、現在の所属機関に配属される以前を含め、出納事務の通算経歴年数に該当する欄に、人数を入力して下さい。
（例）現所属機関に配属されて1年目の職員の場合
・初めて出納事務を担当する → 通算1年目なので「1年未満」に人数を入力
・前の職場でも出納事務を3年間経験した → 通算4年目なので「4年以上6年未満」
・現在の職場とは別に、〇〇センターで3年間、△△事務所で1年間出納事務を経験した → 通算5年目なので「4年以上6年未満」
・現在の職場とは別に、□□センターで3年間、☆☆事務所でも2年間出納事務を経験した → 通算6年目なので「6年以上」

- ⑥ 出納事務関連の研修について
※研修に参加している者と参加していない者がいる場合は、両方ご記入下さい。
○ 参加している
次のア～ウに該当する欄に人数を入れて下さい（複数回答可）
ア 会計課主催の出納事務研修
イ 会計課以外の本庁主管課主催の出納事務研修
ウ ア・イ以外の出納事務研修（研修名・主催者を回答様式にご記入下さい）
○ 参加していない
次のア～ウに該当する欄に人数を入力して下さい
ア 出納事務職員が不在中、対応できる者がおらず、業務が滞るため、研修に参加することができない。
イ 出納事務の知識・経験があり、参加する必要がない
ウ ア・イ以外の理由で参加できない又はできないかつた（理由を回答様式にご記入下さい）

- ⑦ 出納事務の相談先について
出納事務で疑問が生じた時の相談先について、ア～カで該当する欄に○を付けて下さい（複数選択可）
ア 所属機関内の職員
イ 所属部の主管課職員
ウ 所属部内で主管課以外の職員（例：県立学校の場合、教育事務所）
エ 出納事務局会計課職員
オ ア～エ以外に相談している（相談先を回答様式にご記入下さい）
カ 相談していない（理由を回答様式にご記入下さい）

- ⑧ 出納事務関連のマニュアル作成について
会計課発行「会計事務の手引き」以外に、独自で出納事務関連のマニュアルがありますか。ア～エで該当する欄に○を付けて下さい。
ア 所属機関独自のマニュアルがある
イ 所属部独自のマニュアルがある
ウ 担当の引継書をマニュアルとして使っている
エ マニュアルはない

- ⑨ 独自の取り組みについて
設問⑥～⑧以外に、すでに行っている独自の取り組みについて、ア・イで該当する欄に○を付けて下さい。
ア 行っている（独自の取り組み内容をご記入下さい）
（例）・毎年度組織内で配置換えを行い、出納事務がわかる者が常に1人以上いるようにしている
・出先機関を取りまとめる機関の職員が、出先機関へ実地検査を行い、会計員等へ指導を行っている。
・出先機関を取りまとめる機関が、独自に担当者会議を開催し、出納事務に関する課題や対策を情報共有している。

- イ 行っていない

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--